
平成30年第3回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成30年9月11日(火)

1. 議事日程第3号

平成30年9月11日(火) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1 番	中 尾 拓	2 番	松 本 真由美
3 番	大 野 元 秀	4 番	小 幡 幸 範
5 番	松 下 善 法	7 番	廣 澤 俊 幸
8 番	石 井 龍 文	9 番	宿 利 忠 明
10番	秦 時 雄	11番	高 田 修 治
12番	藤 本 勝 美	13番	繁 田 弘 司
14番	河 野 博 文		

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 山 本 五十六 議事係 長 山 本 恵一郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿 利 政 和	教 育 長	秋 吉 徹 成
総務課 長	村 木 賢 二	まちづくり 推進課 長	中 島 圭 史

まちづくり推進課 総合戦略室長	衛 藤 正	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 原 八 栄
税 務 課 長	石 井 信 彦	福祉保健課長	本 松 豊 美
住 民 課 長	小 幡 弘	建設水道課長	梅 木 良 政
建設水道課 水道室長	穴 井 智 志	農林業振興課長	藤 林 民 也
農業委員会 事務局長	渡 邊 克 之	商工観光振興 課 長	秋 好 英 信
会計管理者兼 会計課長	江 藤 幸 徳	人権同和啓発 センター所長	帆 足 浩 一
教育総務課長	横 山 芳 嗣	新中学校開校 推 進 室 長	長 尾 孝 宏
学校教育課長	佐 藤 貴 司	社会教育課長兼 中央公民館長	瀧 石 裕 一
わらべの館館長 兼久留島武彦 記念館事務局長	吉 野 弥也子	総 務 課 行 政 係 長	和 田 育 男

午前10時00分開議

○議 長（河野博文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明、言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

執行部につきましては、人権同和啓発センター帆足浩一所長公務のため、途中退席の届が提出されております。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議 長（河野博文君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

本定例会の質問者は4名です。よって、本日11日の1日間で行います。

会議の進行に御協力お願いいたします。

最初の質問者は、13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） おはようございます。13番繁田です。

今回は、1点目、有機堆肥舎の方向性について、2点目、誘致企業である新栄合板の進捗状況について、3点目、カウベルランドの現状と町の考えについてお伺いいたします。

9月は、台風シーズン到来、防災月間であり、本日もほかの議員の方が質問されています。

まず、相次ぐ日本列島を襲う災害について、西日本豪雨、台風21号の関西方面の被害、今回の北海道地震で被災され、お亡くなりになられた皆様や被災された皆様へ心からお悔やみと一日も早いまちの回復を御祈念いたします。

玖珠町も相次ぐ豪雨や台風への避難勧告、避難場所の設置に向け、職員の皆様の御労苦に対し、感謝と敬意をあらわしたく思っています。東北では、あれから7年が経過、依然として仮設住宅での暮らしに6,000人近くの方がまだいるそうです。もし自分の立場だったらと思うと、身の置きどころがございません。いつ、どこで、どのような災害が発生するか想定されない最近の状況、執行部を初め職員の皆様も大変でしょうが、9月、台風襲来の時期を気を緩めることなく取り組みをよろしく願いたいというふうに思います。

では、1点目、堆肥舎の方向性について。

私は、過去、3月と6月議会において2度にわたって質問をしてきました。質問に対し、陳情者や要望者に対して、町としてこの間どのような取り組みをしてきたか、具体的な取り組みについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長（藤林民也君） 繁田議員の御質問、この6カ月間にどのような取り組みをしてきたのかにつきましてお答えをいたします。

平成27年10月の肉用牛関係者による陳情書及び平成29年2月の酪農組合関係者からの要望書が提出されましたが、その共通課題は、労働力の軽減、増頭対策や耕畜連携による循環型農業を推進するための堆肥処理などについての内容でした。

まず、労働力軽減につきましては、肉用牛部会の皆さんと協議を重ね、本年3月末に玖珠九重肉用牛ヘルパー組合を発足しました。従事者1名が組合員の要望を受け、各農家へ出向いて給餌や安全管理を行うなど、ヘルパーとして支援をしております。組合創設時から現在まで約5カ月が経過しましたが、玖珠九重農協管内で21戸の組合加入があり、冠婚葬祭への参列や家族旅行など、これまで遠慮していた催事への対応が可能になったなど、一定の評価が上がっております。今後、マザーステーションやキャトルステーションの創設に向けても関係者と協議をしていく計画となっております。

続いて、増頭対策ですが、6月議会定例会の一般会計補正予算にて、増頭対策に必要な経費として約500万円を承認いただきました。承認を受けまして、繁殖農家からわずか2カ月で予算を上回る要望が出されている状況となっております。

最後に、堆肥センターについてですが、3月、6月議会定例会の一般質問でお答えしましたように、

有機センターを運営しています酪農堆肥生産利用組合の赤字負担の軽減と経営安定化が喫緊の課題であり、この6カ月は繁殖農家から出される堆肥の搬入利用拡大による有機センターの経営改善について、経営分析を進めてまいりました。安定的な経営につながる損益分岐点を設定した利用頭数と1頭当たりの搬入経費を算定できたことから、今後は、酪農家と新たに利用を促す繁殖農家に具体的金額等を示しながら、有機センターの利用拡充に取り組む段階に至っております。

このような中で、経営改善の一環として、現行では酪農堆肥生産利用組合と土地所有者が賃借契約を結んでおります有機センターの地代、68万円になります。これについて、町が所有権、または土地所有者との間で賃貸関係を有するべきと考えていましたところ、7月下旬に酪農組合関係者からも同様の要望が出されたこともありまして、今回の9月定例議会の第75議案、一般会計補正予算の中に委託料として鑑定評価の調査委託経費27万4,000円を計上しているところでございます。

現在までの経過につきましては以上でございます。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 答弁いただきましたけれども、このことはもう既に2回にわたってお話を承っております。

私が2回にわたって質問したことは、堆肥舎の堆肥処理についてどういうふうにするかと、そういうふうなことを質問したつもりですが、労働力の軽減とか増頭対策というのは、もうこれは以前にお話お聞きしました。いどこで、和牛農家、酪農農家の方と話し合いをして、どういうふうにすればこの堆肥処理について少し解決を見いだせるのかといった、その取り組みはどういうふうにしたか、まずそのことについてお尋ねします。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長（藤林民也君） まず、有機センターの経営安定についてということで、肉用牛農家と酪農農家のマッチングが必要である、そういうことから、まず話をするに当たって前段の、どのくらいの負担経費を酪農農家、肉用牛農家が出せば経営安定につながるのか、まずそこから入っていくということで、その分の試算を今、して、終わったところでございます。

今後、その試算に基づいて、酪農農家と肉用牛農家のマッチング、話し合いを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） じゃ、この6カ月間、話し合いは何もしていないわけですね。問題はそんなに難しいことじゃなかったはずなんですよね、まず。堆肥処理については。これは、酪農だけでやっていたら経費が負担して大変だから、和牛の分も一緒に入れてやったらどうかと。それが前回の質問だったでしょう。それに対して、両者と話し合いをまだ一回もしていないで試算をしていると。町長、6カ月間も試算するんですか。余り、その取り組み、私が質問しているのは、もう陳情書と要望書が長いこと前から出ていて、それに対しての問題点は堆肥処理なんだと、その堆肥処理を酪農だけでは

カバーできないので、和牛と一緒に入れることによってお互いの経費が削減して、問題点が解決するというのが一つの大きなポイントだったんですね。そういうふうを受けとめていませんか。そこら辺をどういうふうに、私の2回の質問について、何が問題点で何を願ったかということ、担当課長、ちょっともう一回そこら辺詳しく言って。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長（藤林民也君） 堆肥センターの安定ということにつきましては、議員おっしゃられるとおり、繁殖農家等を含めたところで今後経営を考えていこうということは、議員と同じ考えで執行部のほうも進んでいるところでございます。話し合い等につきましては、酪農組合とは担当者、また町長、私含めたところで話し合いはしております。畜産農家と酪農農家と肉用牛繁殖農家の合同の話し合いについては、議員御指摘のとおりまだ開いておりません。その話し合いをする前段というか、その話し合いに持っていくためのマッチングをするための試算なり、畜産農家の要望なりをこれまで聞いてきたということでございまして、今後、先ほど申しましたように、酪農農家と繁殖農家のマッチングを図りながら、安定経営を目指していきたいということでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 2回目の質問のときに、答弁をいただいているんです。場合によってはこの経営、設計が成立するものかどうかを含めて、専門家の方も招くなどしながら総合的な構想づくり、判断をしていきたいと考えております。町長も1回目のときに、まだ和牛のほうがどういうふうな考えを持っているかわからないと。で、私は、和牛も酪農の方もこの堆肥処理について陳情書と要望書を出していますから、その中身を吟味して、町として取り組みを考えてくれませんかというような質問をいたしました。

いうように、もう6カ月間たっているわけです。この堆肥処理に関して。にもかかわらず、酪農とは話し合いをしたけれども和牛とは話し合いをしていない。これは両方が集まって執行部と一緒に話をすることによって解決する問題なんです。そういうふうな取り組みもまだしていないで、きょう、試算をしていると。いつまで試算をすればいいのか。そこら辺について町長、どういうふうに思いますか。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） それでは、有機堆肥センターに限っての質問でございますので、私のほうから見解なり含めまして回答させていただきたいと思っております。

基本的には今、農林業振興課長から回答したとおりでございますが、私の記憶するところでは、3月の議会、6月の議会、議員から同様の質問をいただいたところでございますが、3月議会では、就任して10日ぐらいのときにその有機センター、プラント工場を立ち上げて、完熟型の堆肥を製造し、それを販売することによって経営改善を図っていくという判断が、就任10日ぐらいのときだったので判断をしかねていたという答弁をさせていただきたいと思っておりますし、6月議会では、肉用牛部会の農

家の方々にもアンケート調査をとったので、その結果というような話もありましたし、関係者と専門家も場合によっては招きながら検討していくというような回答をさせていただいたという記憶しているところがございます。

アンケート調査を5月から6月にかけて行いました結果、一定程度、肉用牛部会の農家の方からは、堆肥処理センターに持ち込む場合はこれぐらいしか1頭当たり出せないとか、また、どれぐらい農家が希望するかというような数量的なもの、農家数とかを数量化した結果を持ったわけですが、その後、専門家を招聘することはございませんでしたが、県の西部振興局の畜産部門の方々には相談をしたりとか、それから、肉用牛部会の方々に、じゃ、果たしてその有機センターを利用してくれるのかという相談をするに当たっては、損益分岐点、それから持ち込みに対する負担額、こういったものははっきりないと、ただ集めて、どうしますか、こうしますかだけでは話が進みませんので、まずはそういったところを事務的に確定させようということを重点に置いたことから、この6月以降の約2カ月半ほどは損益分岐点の算出に作業を置いたところがございます。

その結果、私どもが求めます頭数、それから、持ち込みの1頭当たりの負担額について、まだまだ、我々が示す損益分岐点をクリアするための1頭当たりの単価と、肉用牛部会の農家の皆さんが考えます単価が3分の1ということで大幅に乖離があります。ですから、この辺のもし差を埋めるのであれば、これはそのほかの財源等も含めて処置しなければならないことになりますので、その辺の乖離を、溝を埋めていく、そういったことも含めまして、今後、その辺については肉用牛部会の方々と検討を重ねることになります。

したがって、議員おっしゃるように、最初は3月議会からでございますけれども、本格的にそのアンケート調査を踏まえて、肉用牛部会の方々、そしてまた酪農組合の方々と十分検討に、酪農組合の方々とは数回打ち合わせもさせていただいたんですけれども、肉用牛部会の方々とは、先ほど課長も答弁しましたように、これからが本格的な議論といいますか検討の時期に入るという状況になっておりますので、6カ月という部分がいいのか、3カ月というのがいいのかわかりませんが、そういった検討は重ねてきたところがございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 3カ月とか6カ月の問題じゃなくて、平成27年に陳情書が出ている問題なんです。それから見ればもう3年ですよ、町長。これは町長がなってすぐという問題じゃなくて、担当課が、じゃ、それに対して2年間放っておったわけでしょう。どうすればこの問題が解決するかということについて、最近になって私が2回質問してやっとアンケートをとってみたい、損益分岐点がどこにどのくらいあるかという検討をし始めたわけでしょう。そういうのを怠慢と言うんです。1日も早く望んでいる酪農組合と、陳情書も要望書も出している和牛の中身についてはもう担当課は熟知しているわけですから、もっと早い取り組みができていたはずですよ。あえて今、ここで言ってもうそれから先進んでいないわけですから。

それから、問題はこの堆肥センターの用地ですよね。これも、私もうてつきり町が購入しているというふうに思っていたら、これはずっと借り上げでやってきていると。この問題も、後ほど触れますカウベルランドと同様な問題を危惧しているわけですから、そういうふうな部分についても1日も早く町としての考え方を明らかにして、そして、2回も質問している、これで3回目ですから、もう具体的な取り組みを次のときにきちっと提示するようにお願いをしたいというふうに思っております。

では、2点目、誘致企業である新栄合板工業の雇用状況を含めた進捗状況について伺います。

私は、原材料のことも含めてお尋ねしたいというふうに思います。

雇用状況について、予定されている雇用状況は現時点でどのようになっているか、操業に間に合うのかがまず1点、町としてのバックアップ体制をどう考えているか、町有林の伐採可能な面積はどのくらいあるのか把握しているのか、いよいよ来年から森林環境税が、31年度、各自治体へ森林比率と人口比率で補助金がつけられるというふうにお聞きしております。このことについてどのように把握しているか、以上、2点についてまずお尋ねしたいと思います。

○議長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） おはようございます。

それでは、繁田議員の御質問にお答えをいたします。

新栄合板工業株式会社の玖珠工場は、来年春の操業を目指して、6月に現場事務所の設置、移行、仮設道路、工場等の基礎工事、ボイラー室の工事など、順次施工されております。9月下旬ごろになるかと思いますが、おおむね工場等の建屋の姿が見え始めるかという段階になっております。

また、施工業者におきましては、周辺自治体への対応としまして、工事対策委員会に毎月同席いただいて、周辺住民の方々にも工事の進捗やスケジュール説明など報告をして、状況に応じて対応をしているところでございます。

議員の御質問にございました雇用関係につきましてです。

玖珠工場の従業員数は50名程度が見込まれております。昨今の人手不足の中、従業員確保が課題となっております。そのため、企業側と相談しながら、求人広告の折り込み、また、玖珠祇園大祭や童話の里夏祭り花火大会等のイベントを通じまして認知度アップに努めてきたところでございます。今後も、予定をされております機関庫まつりや農業祭等でもPRをしていきたいと考えております。また、ハローワーク、退職自衛官の職業紹介所、玖珠駐屯地にございます玖珠援護センター、それから、日田玖珠管内の高校や大分・日田高等技術専門学校への同行訪問、広報くす、庁舎ロビーでのPR、各庁内の事業所へのポスター掲示など、お願いをしているところでございます。

また、さらには、UIJターンを進めるために、関東・関西・福岡都市圏で開催されております相談会等にも参加し、雇用確保に努めておるところでございます。現在のところ、応募状況に応じまして順次面接会が実施されております。既に8月から段階的な採用がなされ、電気工事士、ボイラー技士は水俣工場です事前実習を受けているということでございます。残り20名程度が継続募集中というふうに伺っております。

町のバックアップ体制といたしましては、当課の企業立地係を窓口、県企業立地推進課や西部振興局と連携しながら対応策を協議しております。また、玖珠九重企業誘致期成会を中心に進出企業の支援を行うために、県議を初め九重町とも情報共有を図っております。九重町側も8月の成人式でのPR、10月の九重ふるさとまつりで紹介コーナーを設置いただくということで、九重町とも連携して取り組んでいるところでございます。

なお、現在、新栄合板工業の社員2名が建設工事の進捗管理、それから操業準備のために、定期的に水俣工場から来庁されます。とりわけ、玖珠郡の木材協同組合、木材関係者、地域住民との調整業務、それから、工事関連、操業当初に派遣される社員の住環境、受け入れ態勢、さまざまな課題について相談を受けております。引き続き、意思疎通を図りながらスムーズな操業につながるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） すみません、先ほどの町有林の関係の御質問ございましたので、担当総務課になりますのでお答えします。

○13番（繁田弘司君） すみません、町有林ちょっと待ってくれませんか。先にそっちのほう。

○総務課長（村木賢二君） いいですか、はい。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 丁寧な説明いただきましたけれども、雇用は50名と。現在何名集まっているか、肝心かなめのところ、私そこを聞いているんです。

○議長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） 50名程度に対しておおむね25名、半数ぐらいが現在採用されているということで、残り20名程度を継続募集というふうに聞いております。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） もう来年の4月を目指して、まだ半数と。大変な状況ですよ。これ例えば、50名中50名集まらなかった場合には、会社としてはどういうふうに考えているんですか。

○議長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） 未到来のことですので私のほうからはなかなか発言しづらいところはありますが、50名を想定して操業いたします。基本的には玖珠町で採用していただきたいということでございますが、万が一足りない場合は水俣のほうから従業員さんがこちらに入ってくるということで、操業当初も、仮に50人いたとしても、操業当初には育成といいますか、指導等も含めて何名かは入ってくるということを聞いております。最悪、その50人に満たない場合は、水俣のほうからの支援になろうかと思えます。できるだけそういうことは避けていきたいというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 初めからそういうふうに答弁していただけると非常にわかりやすかったんですけども、いずれにせよ誘致企業として、やっと企業進出ができたわけですから、大変でしょうけれども、そういった雇用の面に関しては全面的なバックアップをお願いしたいと思います。

ただ、漏れ聞く声に聞きますと、賃金がかなり低額ではないかというふうなことも聞きますので、そういった部分についても、雇用する側として、お手伝いする側として、勤務労働条件についてももう少し、自治体のほうから要望してみてもいいのではないかというふうに思います。

問題は、これからいよいよ具体的に操業に向けて出てくると思いますが、どこの道路を利用して、どのくらいのトラックが走るんだろうとか、さまざまな問題がこれからやってくると思いますが、そういった分についても、地元の人と十分な協議の上に進捗をお手伝いしていただきたいというふうに思います。

今、総務課長がちょっと答えてくれそうになりましたけれども、補助金がつけられる森林環境税、これについて、玖珠町としてまずどういうふうな取り組みをしているかと、それから、例えば、50年物の杉の木とか30年物の杉、ヒノキとか、町有林の中に具体的な伐採時期が来ているのが相当数あるのではないかというふうにお聞きしております。町有林の面積と伐採可能な面積の把握ができているのか、それは、とりもなおさず新栄合板へ売買をすることが可能だというふうに考えておりますが、そういった部分の側面的な取り組みについてはどういうふうに考えているか。

九重町の方が、玖珠町は森林アドバイザーの方を雇用している、玖珠町の町有林の把握をきちっとしていると、九重町全然できていないので、そういった森林環境税が来ようが何が来ようが、どういうふうに活用すればいいか心配をしていると。ですから、今私が言いましたように、伐採可能な杉、ヒノキ、そして面積、そういった分について、それからさっき言いました森林環境税をじゃ、来年から国が交付すると言うけれども、玖珠町としてその交付に向けて取り組みをしているのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 先ほどは失礼しました。

町有林の伐採可能な面積はどのくらいかということでございますが、現在、玖珠町町有林の総面積が1,932ヘクタールのうち、伐期が来ている町有林が約818ヘクタールとなっております。この伐期が来ている町有林につきましては、民有地を借りて植林しているものもございます。それから、先ほど議員もおっしゃられましたが、玖珠町につきましては、アドバイザーを、山に詳しい方のアドバイザーに委託をしまして、現在、町有林管理の実施をしているところでございます。

それから、先ほども議員からありました森林環境税、これは、確かに国のほうでは、納税義務者、我々国民から年額1,000円を徴収して、それを森林環境税として調整し、それを財源として、先ほど補助金と申されましたが、森林環境譲与税という形で市町村に交付するという形で現在法整備が進められているところでございますが、この森林環境税の徴収については6年後から、しかしながら、県及び市町村が交付する森林環境譲与税については来年度からということで、31年度から前倒しで交付

するというふうに今法整備を進められているようです。

この森林譲与税につきましては、先ほど議員おっしゃられました、私有林、個人的な山の関係、人工林面積、それから林業就業者数、それから人口等の算定根拠に基づいて交付されるようでございますが、現在のところ玖珠町がどのくらいになるかということで担当のほうに調べたんですが、大体年間1,300から1,700ぐらいの間になるのではないかと、まだ確定ではございませんが情報を得ております。

それから、その使用内容等についてはまだ確定的なものは、国のほうは現在検討中で、どういうものに充てられるかというのは検討されていないようですが、一応、町村が行う間伐、人材育成、担い手の確保とか、そういう形のものに充当するという形になっているようですが、特に所有者が管理できていないような山とか、放置されているものの整備等に優先的に使うことを国のほうでは想定しているというふうに聞いているところです。

以上です。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 環境税が31年、1,300から1,700万と、使途についてはまだ決まっていないと。ただ、先ほど言いましたように、町比較であれですけれども、うちの場合は本当に森林アドバイザーの方が、雇用したことによってきちっと把握ができていう部分が大変ありがたいことで、新栄合板に対しても、早速そういった部分の伐採についてお手伝いができるんじゃないかというふうにも思っております。

私、森林のことは全く素人ですけれども、標高何百メートルから、例えば600メートル以上については、ブナやナラの木ですか、そういうふうなのが適していると。その以前については杉、ヒノキでもとか、やっぱり、今回のこの新栄合板と環境税と、もう一回山を見直すいい機会ではないかというふうに捉えております。そういったことを計画的に、森林アドバイザーの人と相談をしながら、伐採した後の、今度、例えば植樹、それから下草刈り、これも年数が、従来5年あったのが3年とか、7年が5年になったとかいうふうな話も聞きますから、そういった部分にもこの森林環境税を充てることによって、植林の手伝いもできるんじゃないかというふうにも思っておりますから、そういった部分についても、ぜひ町として早目に計画をきちんと立てていただきたいというふうに思います。総務課長、どうですか。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 先ほど、町有林、台帳上では818ヘクタールの面積に伐期が来ているということを申し上げましたが、町有林の目的として、水源涵養林や保健休養林とか、機能別管理等のそういう機能を担っておりますが、議員おっしゃられますように計画的な伐期と植林を行う必要は確かであると思いますので、今後における建築用木材とか、新栄合板に対する合板用木材の供給等については、玖珠町としてバックアップという観点から、可能な限り供給に向けて努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） ぜひそういうふうに取り組みをしていただきたいと思います。

特に、この水源涵養という部分については、これから本格的に考えても30年ぐらいかかるわけですね。でも世界の趨勢として、もう圧倒的に水が不足していると、そういった中で、比較的水に恵まれている玖珠町として、将来に向けた水源涵養林の取り組みについてもお願いをしたいというふうに思います。

では、3点目、カウベルランドの今後についてどのような考えを持っているか、再生は考えているのかをお尋ねしたいと思います。

用地について、現在どのようになっているのか、町としてどのように考えているのか。

2点目、例えば、建物の保存登記は現状どうなっているのか、それから——用地について現在どのようになっているのかということと建物の保存登記はどうなっているかという、まずこの2点についてお尋ねしましょうか。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） お答えいたします。

まず、用地についてですが、カウベルランドくすの用地につきましては、平成28年12月15日に地権者であった代太郎組財産管理組合が当該共有地を県外の方に売却したことから、その後、町は新地権者の方と当該用地の使用等に関して協議・交渉を行ってまいりました。新地権者の方は、当初は賃貸借の意向でありましたので、その方向で交渉を行ってまいりましたが、指定管理の取り消しの裁判が長引いていることなどによって、途中から賃貸借ではなく売却の方向へと意向が変わってまいりました。

それを受けて、今後の活用を考えたときに、買い取りのほうが望ましいという判断から、新地権者の方にその旨を伝えて、現在その方と交渉の段階でございます。町としては、その方と条件等合意ができれば買い戻したいというふうに考えており、農業関係などでの活用を考えております。ただ、活用については、裁判中の指定管理取り消し訴訟で勝訴し、一定の区切りがつかなければ新たな展開ができないという問題もございますので、御理解をお願い申し上げたいというふうに思っております。

また、建物の保存登記につきましては、当初賃貸借の交渉が成立すれば建物登記を行う予定でございましたが、地権者の意向が賃貸借から売却に変わったことなどによって、現在地権者との交渉を継続しているため、建物の保存登記には至っておらないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 用地については当初、地権者の方と賃貸の考えだったと。しかし、ここに来て裁判が起きているので、売買で条件が折り合えばということで交渉中ということによろしいですね。

もう1点、本来、建物はつくったときに登記をするべきじゃなかったのかというふうに思いますが、何十年もたって登記をしていなかったというのは、これはどこに責任があるんですか。そのことについて。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 不動産登記法上では、地権者の承諾がなくても保存登記はできないことはないというふうになっておりますが、実務上は現地への立入調査が必要なことや、地権者からの抗議事例があることなどから、地権者の了承は必要というふうに考えております。用地交渉がまとまっていない現状で保存登記を強行するという事は、今後の交渉においてマイナスの面が大きく、地権者の方の了承は必要というふうに考えております。

そういうことで、現在地権者と交渉中でありまして、今は誠意を持って交渉に当たるしかないというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 議員の質問の中に、建物を建てたときになぜ登記していなかったかという御質問なんですけど、この点につきまして、官公庁が所有している建物等については、不動産の表示に関する登記の申請義務が免除されているということが一番の原因でございます。不動産登記法の附則第9条で、地方税等、固定資産税等かけられない施設については、登記については当分の間申請しなくていいという、法的にしなくていいということで、国のほうも現在まだ持っておられるようで、大体、庁舎であるとか国・県・町が建てたものについては、不動産登記法上においては申請しなくて、絶対しなければならないということはない免除規定があるようです。

以上です。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 普通一般的には、建物をつくったらすぐ登記するというのが常識ですけども、当分の間、20年間ですね、20年間が当分の間が適切かどうかわからないけれども、法的な誤りはないというふうに確認してよろしいですね。

では、現在、カウベルランド、国へ毎年の返済金額と残額、残る期間はいつまでかということについてお尋ねします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 起債の返済につきましては、国への返済というのはございません。最後の起債事業は滞在型体験農園施設の4,700万円の起債でございましたが、平成23年9月末に完了しております。

以上です。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） じゃ、カウベルランドに関してはもう、どうなろうという表現など適切かどうかわかりませんが、国に返済はもう一切ないということですね。

- 議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（中島圭史君） 事業を行ったことによって、起債を借りたその返済はもう済んでいるということでございます。
- 議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。
- 13番（繁田弘司君） じゃ、ほかに返済しなきゃいけないものがあるわけですか、毎年。
- 議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（中島圭史君） それはございません。
- 議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。
- 13番（繁田弘司君） じゃ、もうカウベルランドについては全て返還は終わっているわけですね。借金はないと、建物からその全てに関して。そういうふうにとめていいんですね。
- 議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（中島圭史君） 議員の言われているのは、事業を今ここでもう取りやめたというか、やめた場合などに、補助金適化法でまだ残存期間がある部分とかいう部分については、それは取りやめれば発生するということがあります。
- 議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。
- 13番（繁田弘司君） それを私聞きたかったんですよ。例えば事業をやめた場合、私の言い方が悪かったんだけど、もうことしいっぱいで事業やめますというときに、言わなければ今言った起債はもうありませんと、しかし、国に払う金額が、いつか7,000万とか8,000万とかいうことを聞いたことあるんですよ。ですから、もしやめた場合には幾ら返済しなきゃいけないかと、そのことを私尋ねたかったんですけども、それはわかりますか。
- 議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（中島圭史君） すみません、そのデータについては今手元にございませんので、後で……
- 13番（繁田弘司君） 後でだめよ。ここ一回ストップしてからさ。質問しよんやけ、通告しよんやけ。
- まちづくり推進課長（中島圭史君） 全ての建物を撤去した場合にかかる費用ということでは……
- 13番（繁田弘司君） そうじゃないやろうが、質問しよんのは。
- 議長（河野博文君） ここに書いてあるようなことを、2項目。
- まちづくり推進課長（中島圭史君） もし、言われたように、ここで施設の運営を断念した場合には、1億7,000万という返済になります。
- 議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。
- 13番（繁田弘司君） そこ、2番で私質問で通告しているのはそのことなんですよ。これ誰が考えてもわかるんじゃないですか。例えば今事業をやめた場合に国に対して幾ら返還しなきゃいけないのかと。

もう時間がありませんから次にいきますけれども、じゃ、仮に、用地を持っている人と交渉がうまくいかない、全ての建物を撤去してもらいたいと言われた場合に、かかる費用を積算したことはあるかどうか。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 本訴訟の結審が不透明な中で、将来的に建物撤去の想定を行う必要があるかもしれませんが、現在では部材等の寸法とか材質とか数量とか、そういう測定結果に基づいた正式な撤去費用の積算は行っておりませんが、現在概算で費用算定した結果につきましては、1億8,000万ということになっておりまして、その根拠といたしましては、公共施設管理計画で採用しておりますこれまでの公共施設の取り壊しに要した実績の単価を用いて積算をしております。

以上です。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 今、この事業をやめて全て更地にすると3億5,000万円かかると。ただ、じゃ、3億5,000万円かかるから用地取得を、極端な話1億円出して買ったらどうかと。もともと、あの土地が売れた価格は1,500万というのはもうみんな知っているわけですよ。その1,500万に対して、これから用地交渉するでしょうけれども、法外な値段でこの取得をすることがいいのかどうかということについては、執行部としてやっぱり慎重な交渉をしていただきたいというふうに思っております。それから、将来的に、再生についてはなかなか難しいけれども、継続して、新たな指定管理者を探して、この事業を、用地取得がうまくいけばやる考え方はあるのかどうかについてお尋ねします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 当然、用地の交渉がうまく相手と合意できて、成立すれば、先ほど言いましたように農業関係での活用を考えているところでございます。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 大変、特に相手がいることですから、難しい問題だというふうに思います。それでも、さまざまな問題を一つ一つ解決しなければしょうがないのが、やっていかなければいけないのがこのまちづくりだと思うんですよね。一つ解決すればまた新たな問題が一つ出てくる。先送りすることもできるが、それでは何も解決しない。一つずつ困難な問題に向かって解決しながら、まちづくりを進めていかなければなりません。

堆肥舎の問題もできるだけ早急に、町としてこういうことができるんだということを出していただきたい。9月には、もう一回、町として具体的な取り組みはこういうふうにやりたい、こういうふうな話し合いをしまして、落ちついたところはこら辺でこういうふうにやりたいということをまず提示をしていただきたい。

それから、カウベルランドについては、これはもう大変な問題ですけども、お互いに誠意を持って話し合いをしながら、適正価格で、ぜひ町が購入することが一番望ましいというふうに思っております。そういうふうな部分についても、引き続き努力をしていただきたい。

それから、企業誘致であります。これからいろんな問題が、地域の人を含めて出てくると思いますが、それについても誠心誠意、地域住民の期待に応えながら、そして、誘致企業の少しでもお手伝いができるように、町として頑張っていたきたいというふうに思いながら、私たちとしてもできる限りのお手伝いをさせていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司議員の質問を終わります。

次の質問者は、1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 皆さん、こんにちは。1番中尾でございます。

今議会も一般質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。地域づくり、まちづくりに町民の目線に立ちまして、是々非々で議論、質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

新中学校の本体工事も順調に進んでいまして、これからは、玖珠ならではのすばらしい教育方針や管理運営についての方針を決めていただきまして、開校を待つのみであります新中学校、星翔中学校の管理運営についての考えを伺います。

中学校も7校から1校になります。中学校教育はこの学校の取り組みで、玖珠町の教育の方針や方向が決まります。期待をしております。

それでは初めに、スクールバスの管理運営の考えと今後の取り組みについて伺います。

ハローワークやバス会社等で、バスの運転手募集が多くされておりますが、人手不足、なり手不足とお聞きしております。玖珠町のスクールバスは13路線で運行する計画であります。委託業者や運転手が集まるのかとの厳しい声もお聞きします。早い取り組みが必要であります。どのような考えで業者委託、雇用をするのか考えを伺います。委託業者は何社を考えていますか。町内業者なのか、業種はどのような業種を考えているのかお伺いいたします。

○議長（河野博文君） 長尾新中学校開校推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 中尾議員の御質問にお答えいたします。

御質問の新中学校のスクールバスの運行につきましては、6月議会の一般質問でも小幡議員からの御質問でお答えいたしましたとおり、開校時に対象となる生徒のいない路線を除く12路線で運行することとしております。運行のために町が購入する車両11台、ワゴン車9台、マイクロバス2台につきましても、6月の議会で契約についての議決をいただきましたので、現在、納車に向けての手續を順次進めているところでございます。

また、今回の議会に、本年度内に行うテスト運行等に係る経費と、来年度から3カ年の運行委託に係る経費の債務負担行為を補正予算で上程しております。これらの予算が成立しましたら、取り急ぎ、来年度から3年間の運行委託の入札を行い、業者の決定を行った上で、年度内に各路線でのテスト運行、特に冬場の積雪時の安全確認等を行い、万全な準備をした上で来年4月の本格運行を迎えたいというふうに考えております。

まず、委託業者の数はという御質問でございますが、入札につきましては、12路線ごとに個別に入札を行いたいと考えております。何社ということは申し上げられませんが、複数の会社に委託することになります。スクールバスの路線数が多いので、今御案内のとおり、受託業者が見つかるのかという御心配もあろうかと思いますが、教育委員会としましても、受託を希望する業者のドライバー不足、ドライバーの確保が課題であろうということで認識を持っておりましたので、昨年対象となる郡内や日田市内の業者との情報交換のほうを進めてまいりました。その中で、ドライバーの新規の確保が非常に難しいという業者もありましたが、複数の路線の受託に意欲的な業者もありました。もちろん、1社が全路線を受託することは不可能でありますので、ある程度多数の業者の参加の中で、路線ごとに入札を行うことで、12路線であっても運行の委託は可能というふうに考えております。

また、スクールバスの運行を緑ナンバーではなく白ナンバーとしたことによりまして、大型一種免許のドライバーでも運転が可能となりますので、退職自衛官の方など、地域人材からの雇用も図れるのではないかと考えております。

委託する業者の業種につきましては、道路運送法上の旅客自動車運送事業の許可を受けた業者、いわゆる乗り合いバスの事業者、観光バスの事業者、そしてタクシー事業の事業者でございますので、それぞれが旅客運送のノウハウと実績を有する業者でございます。もちろん、町内に事業所を有する乗り合いバスの事業者、タクシーの事業者も委託の対象となっております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 委託する業者は何社ということはお答えできないということでしたが、契約期間はどのくらいな契約期間を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 長尾新中学校開校推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 契約の期間につきましては、単年度ではなく、先ほど申し上げましたとおり、来年度から3年間を予定しております。これは、契約期間を複数年にすることによって、ドライバーの熟練による運行の安定性の担保と受託業者の雇用の安定といった部分にも資するための部分でございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 今課長がおっしゃったように、長いほうが雇用の確保が安定するんじゃないかなと私は思っています。

それでは、一問一答で次に移りますが、送迎は朝夕の1回のみなのか、部活、学校行事等への利用は考えているのかお伺いします。

○議長（河野博文君） 長尾新中学校開校推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 登下校の送迎でございますが、登校時の1便と、下校時は部活動する生徒がありますので、下校時2便を運航します。ということで、1日3便を各路線で運行することになります。

また、部活動や学校行事への利用につきましては、現時点ではどのような行事に利用するかは決めておりませんが、決められません、部活動に係る休日の運行であったり遠征の対応、その他、学校行事等の運行で最大90日程度の利用が想定をされているところでございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） わかりました。

それから、スクールバスには安全・安心の確保が基本でございますが、どのような考えをお持ちなのかお伺いします。

業者及び運転手等の講習会、研修の開催は考えておりますか。冬季、先ほど課長が申しましたけれども、冬季降雪時の対策はどのように考えているのか、損害保険の加入はどのような考えなのかお伺いいたします。

○議長（河野博文君） 長尾新中学校開校推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 冬季の降雪時の対策を含めた安心・安全の確保という部分でございますが、これは、スクールバスを運行する上で最も重要な部分でございます。先ほど申し上げましたとおり、まず運行の委託先を、旅客運送のノウハウや実績を有するとともに玖珠の道路事情や積雪など気候条件を理解している町内及び周辺地域の業者としたこと、車両につきましては、主に山間部を走る9路線の車両を14人乗りワゴン車に小型化して、雪路でより安全性の高い4輪駆動としたことなどが安心・安全な運行の基本となる部分でございます。

また、ソフト面では、開校推進協議会の教育活動部会で、生徒の安心・安全な通学のためのルールづくりを進めるとともに、通学安全対策部会で積雪などの危険箇所の確認など、コミュニティスクール部会では、学校支援のメニューとして、積雪時の塩カル散布ができないかなどを協議しておるところでございます。

また、受託業者や担当するドライバーに対する研修等につきましては、スクールバスでの通学のルールがまとり次第、その伝達、徹底のための研修等を持ちたいというふうに考えております。

損害保険につきましては、スクールバスも町が保有するその他の公用車と同様に、全国自治協会の自動車損害共済に加入いたします。車両保険と対人・対物の損害賠償に加えて、運行中の自損事故につきましても保険の対象となりますので、スクールバスに搭乗するドライバーや生徒ももちろん対象となります。ちなみに、その自損事故傷害共済金ということで、死亡の場合が1,500万、後遺障害につきましても、障害の等級に応じて最高で1,500万、医療共済として、入院が1日当たり6,000円、通院が4,000円というような内容になっております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 今、損害保険のことはちょっと聞きましたけれども、金額面も、1,500万と言ったけれども、そういうことがあつては大変でございますけれども、十分考えて、十分なる補償ができるような考えを持っていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

今回の補正予算の債務負担行為で委託業務費が提案されていますが、委託業務の中にはどんな経費が含まれているのか、考えを伺います。委託経費が年約7,900万ですから、大変大きな金額ですので、具体的に、大きなことでございますけれども、どういう経費が含まれているのかお伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 長尾新中学校開校推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 運行に係る経費で、受託業者の委託料に含まれる部分はどのようなものかということですが、まず、ドライバーの人件費、それと、車両の維持管理に係る消耗品やドライバーの教育研修費、運行管理に係る経費などということになります。

ということで、その他の車検等に係る経費や重量税、自賠責保険料や自動車損害共済の保険料、そして燃料代、これについては、車の所有者である町が負担することになります。なお、今回、スクールバスの駐車場やドライバーの待機施設等は今回新たに設けませんので、受託業者が自社の責任と負担の中でスクールバスの保管、清掃、そして日常点検などを行うことになります。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 今、お聞きしましたけれども、運転手の待機場所、休憩場所の確保は業者持ちですね、委託費に入っていないと。それと、車両の車庫や交換タイヤ保管場所の確保はやっぱり業者が行うわけですか。はい。

これからは、詳細について個別に質問いたします。簡略なお答えでございますのでお願いいたします。

運行会議の開催は考えているのか、どのような形で行うのか、考えがあればお伺いいたします。

○議長（河野博文君） 長尾新中学校開校推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） スクールバスの運行に係る協議につきましては、年ごとに乗車する人数の増減や乗車、降車場所の確認、そして積雪などの運行対策などが必要となりますので、学校や保護者、そして受託業者、そしてドライバーも含めたところで構成する、名称は決まっておりますが、運行を協議する組織を別途つくる方向で今検討しているところでございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） これからつくとおっしゃいましたが、早い段階でいろんな面を考えていただきたいと思っております。

それから、バスの乗車、降車の場所はもう決まっておるんですか。決めておりますか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 長尾新中学校開校推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 生徒のスクールバスの乗車、降車場所につきましては、これまでの通学安全対策部会の中での協議でほぼ決定を見ているところでありますが、既存のバス停のほ

かに、地域の公民館や商店の軒先など、そういったところを利用するところもございます。また、乗車する場所に建物などが無い場合につきましては、土地の所有者との協議が調えば、雨風をしのげるようなバス停を町の予算で設置することも今考えておるところでございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 乗車、降車場所には建物もつくって考えているということでございますので、十分そこら辺は考えて、子どもたちが安心されるような停留所をつくっていただきたいと思います。

それから、バスの運休やおくれ、事故などを知らせるために、保護者などへの連絡、情報発信の手段はどのようにお考えなのか伺います。

○議長（河野博文君） 長尾新中学校開校推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） スクールバスの運行に係る部分で、臨時の休校であったり運行時間の変更など、当然天候等であるわけなんですけど、そのようなスクールバスの運行に係る急を要する情報の伝達、保護者にどう伝達するかということにつきましては、昨年度から町内の各学校で学校用の一斉メールシステムというものを運用しております。「すぐメール」というものなんですけど、この部分を活用いたしまして、中学校全体での連絡であったり、スクールバスの路線ごとの連絡体制を整備する方向で今準備を進めているところでございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 計画をする準備を進めているということでございますので、なるだけこれについても早い段階で保護者にお知らせをしていただきたいと思います。

それでは、次に移りますけれども、スクールバスを公共交通としての利用の考え、活用の考えについて伺います。

6月の小幡議員の一般質問で、スクールバスの運行の経過を見てから判断が必要と答えております。私は、スピードを持って早い取り組みが必要と感じております。職員については、課のセクション・縦割り行政ではなく、町の施策、まちづくりの全体を見据えて、仕事、施策を計画していただきたいなと思っています。

この問題についてもしかりでございます。県下でも他の市町村に先駆けての取り組みをしていただき、経費の削減に努めていただきたいと感じております。年7,900万以上の予算を計上を予定していますが、それとまた同じ路線で重複してバスを走らせるのは非効率と考えておりますし、財政的にも大きな負担になります。全国では取り組みを行っている自治体もありますので、参考にして、開校と同時に取り組んでいただきたいんですけども、今になっては間に合いませんが、問題点、課題について、執行部で検討したのか伺います。

また、全国でスクールバスを一般住民と混乗している自治体もあるが、先進地を視察、研修いたしましたかお伺いします。

それから、運輸局や文部科学省に相談したことがありますか。検討したのなら、問題点、課題や何をクリアしたら、どうしたらできるのか、協議・検討したことがあるのかお伺いします。

○議長（河野博文君） 長尾新中学校開校推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） お答えします。

新中学校のスクールバスが地域公共交通としての役割を担うことについて検討したかという御質問でございますが、もちろん、新中学校開校推進協議会の通学安全対策部会で協議はしてきた部分でございます。その中で、いわゆる問題点としまして、くす星翔中学校のスクールバスは山間部の路線も多く、積雪など当日の天候や通学路の状況によって、学校の判断で運休や運行時間を変更するケースが多いというふうに想定されるというのがまず1点でございます。そして、根本的にハードの問題として、安全性のため車両を小型化したために座席にほとんど余裕がございません。そういうことが第2点目であります。そして、不審者対策など安全確保を求める保護者の声も強いということから、中学生と一般の乗客と一緒にスクールバスに乗る、混乗する形での運行は難しい、困難だということでございます。ということで、教育委員会サイドとしましては、その他の関係機関等にこれ以降の部分で可能性を協議したことはございません。

また、教育委員会としましても、いろいろな地域の高齢者などの交通弱者の増加や公共交通の現状を鑑みたときに、スクールバスの空き時間に車両を有効活用することは否定するものではないということも申し上げた部分でございますが、当町では、中学校でのスクールバスの運行の経過、経験がございませんので、来年度1年間は運行を通して登下校や部活動、その他の校外活動等のスクールバス本来の機能といいますか、そういったものをどう運用すべきかということを経験値として持った上で、活用するには一定の条件があるんですが、地域公共交通での車両の活用について、検討するときはさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 協議したことがあるという答えでございましたけれども、今はできない考えを述べていただきましたけれども、どうしたらできるかということで検討したことございますか。今言うたのは不審者対策とか、運休がいつ起こるかわからないとか、いろんなことはできないことで答弁していただきましたけれども、どうしたらできるかという発想で検討していただいたことがあるかお伺いしたいと思いますし、ほかの今、福祉バスとかまちなかコミュニティバス、それに今どのくらいのお金を出しているのか、通告しておったかわかりませんが、わかりましたらお伺いしたいと思います。路線バスも含めまして。

○議長（河野博文君） 長尾新中学校開校推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） どうしたらできるかということで検討したかということでございますが、先ほどお答えしましたとおり、登下校の時間に一緒に乗ることはもう基本的に、物理的にも難しいということの中で、その登下校の間の空き時間に空いたバスを使うことは可能かということでの検討は事務局サイドでしております。それは法令的にいえば、今、スクールバスの運行を受託している業者がそのバスを使って空き時間に地域公共交通の用に利用するということが可能であると

いうことは伺っておりますが、それ以上の部分については私どもちょっと、まだ検討はできておりません。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） バス路線に幾らぐらいの支出をしているかという質問でございましたので、お答えいたします。

まず、路線バスにつきましては、平成29年度の支出額は2,579万円となっております。補助の相手方は日田バス株式会社と玖珠観光バス株式会社でございます。また、ふれあい福祉バスの平成29年度の支出額につきましては、1,394万1,396円となっております。委託契約の相手方は日田バス株式会社でございます。それから、まちなか循環バスの平成29年度の支出額は607万6,607円となっております。支出額の相手方は玖珠観光バス株式会社となっております。

先ほどの質問でございましたけれども、スクールバスを公共交通に活用することについてに関連いたしますが、スクールバスは、先ほど長尾課長のほうからの答弁もありましたが、学校の授業、それから部活動のスケジュールに合わせた運行となると思いますし、公共交通は定められた路線、それから定められた時間での運行となりますので、大型二種の免許が必要なことや、交通の運行業者が異なる場合には、各種トラブルが発生した場合などに責任の所在が確定しにくいなど、実態としては課題が多いというふうに考えて、まちづくり推進課としては考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 今、聞きましたけれども、いろいろなところに多くのお金を使っていますし、スクールバスにすれば、もう1億を一般会計の持ち出しが超えるわけですね。今後、私はこういう問題については、よそのまちでもやっているところがあるんだから、十分、やるような方向で考えていただきたいと思いますし、それが玖珠町の財政をよくする第一歩ではないかなと考えておりますので、早急にそういうことについても今後は検討していただきたいというふうに考えております。

それでは、次の質問に移ります。

ふるさと納税について伺います。

過去2年間と平成29年度のふるさと納税は幾らかお伺いします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） お答えいたします。

まず、平成29年度のふるさと納税の実績につきましては、寄附金額は2,985万5,001円でございます。件数は2,215件でございます。平成28年度につきましては、寄附金額は3,109万291円で、件数は2,683件でございます。それから、平成27年度は、寄附金額は1,365万432円で、件数は810件となっております。なお、平成29年度のふるさと納税における特徴といたしましては、金額区分で一番多かったのは1万円で、寄附者全体の91%を占めております。また、寄附の方法では、クレジットカード

ドによる寄附が全体の89%を占めております。特徴的なのはそういう部分でございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） ふるさと納税の額についてはわかりましたけれども、7月14日の大分合同新聞に掲載されておりましたけれども、県下では、平成29年度のふるさと納税は、前年度21億6,158万円プラスになっておりまして、63億2,563万円のふるさと納税を集めております。県下でふるさと納税で成果をおさめているまちのトップは国東市でございまして、32億3,919万円、隣の日田市は2億7,090万円でございます。玖珠町は他のまちに比べまして納税額が少なく、下位、ブービー、姫島に次いで2番目の最下位になっておりますが、玖珠町がマイナスになったという原因はどこにあると考えておりますか、よそのまちは伸ばしたのに玖珠はマイナスというところが出ていますけれども、大きな原因はどこにあったと感じておりますか、お聞きします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 県内の自治体の平成28年度と29年度の比較において増額となっているのは14市町でございました。減額となっているのは4市町村と大分県となっております。玖珠町は、議員の言われるように4%の減額となっております。

主な要因といたしましては、調査した範囲では、寄附額の大きな自治体につきましては、多額の経費を投入して、関東方面の新聞に広告を入れたり、インターネットYahooのトップページにバナー広告を出したり、あるいは、雑誌などへの掲載を行っているようでございました。また、昨年7月に発生した九州北部豪雨の被害地域に対する復旧・復興の支援のほうにふるさと納税が向かったのではないかとこのように考えておるところでございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 今、お答えをいただきましたけれども、関東方面の新聞にふるさと納税の広告をしたとか、雑誌に載せたということをお聞きしたけれども、玖珠町はやっていなかったんですか。今後やる予定があるのか、そこら辺も含めてお伺いします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 玖珠町としては、ふるさと納税の広告をホームページに出すというぐらいで、特にそのほかはやっておりません。あと、やっておるのは、関東・関西の玖珠軍人会の方などの会議の折に、そういうふるさと納税のパンフレットを配布したりと、そういうことをやっているというところでございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 今、現状は聞きましたけれども、今後やるおつもりはあるのか、一生懸命取り組む考えがあるのかお伺いします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） そういう広告、それから雑誌等の掲載によって、どれだけの寄

附が得られるかという費用対効果の部分がはっきりわかりませんので、今後それは検討はしていきたいとは考えております。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 私はよう思うんですけれども、一生懸命、しら真剣取り組んだら、必ずふえると思いますし、頑張ってくださいと思います。

それから、目標額を決めて取り組む考えはございませんか。目標額を決めましたら、目標に向かって多くの税金を集めるように、一生懸命職員も町も頑張ると思いますし、目標額を決めることが先決ではないかなと思うけれども、そういう考えはお持ちでないか伺います。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 計画的な目標額というのは定めておりませんが、近年の実績や手法を念頭に、当初予算では4,877万円を見込んでおります。現状では、町内の協賛企業数が少ないことに伴う返礼品の種類が不十分であることや、近年多発する自然災害の被災地域への流動、それから、総務省が示すルールを超えた返礼品競争などの影響によって、町単独の努力だけでは納税額の増加は難しいという面もあることも御理解いただければというふうに思っております。

今後は、さとふる、楽天など新たに導入したポータルサイトの充実や協賛企業の拡充を進めるとともに、協賛企業の説明会、それから広報くす及びホームページでのPR、また、可能性のありそうな企業、商店等を訪問するなどして、さらに体制の確立というのを図っていきたいというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 目標額は決められないというようなお答えでございますけれども、私はやっぱり目標額を決めて、目標に、定めたらそれに向かって一生懸命頑張る姿が欲しいなと考えております。

それから、返礼品の充実でございますが、返礼品は誰が、今もお話ございましたけれども、誰がどのように決めているのかお伺いします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） お答えいたします。

返礼品の要件といたしましては、募集要項で、玖珠町内で栽培、製造、加工、販売されている商品、また、町内の施設で提供されているサービス、または、玖珠町のPRにつながるような商品としておりまして、要件に合致する商品であれば、基本的には協賛企業等が売りたい商品を返礼品として取り扱うことができます。

返礼品の区分といたしましては、1万円寄附の場合3,000円相当の商品、2万円寄附の場合6,000円相当の商品というように、10万円寄附の場合の3万円相当の商品まで5つのコースがございます。さらに、10万円を超える寄附の場合は、寄附者の希望を聞き取って、回数や商品を協議して決めております。大体、そういうふうな協賛企業が売りたいという商品を返礼品として扱うという取り扱いに

なっております。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 今、お答えでございましたけれども、ちょっとかみ合わないところがあるんですけども、募集要項、要件によって決めていると言うけれども、その要件、要項はどんなふうにして町民に周知徹底しているのかお伺いいたします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） これにつきましては、ホームページ等載せて、町民の方に広くお知らせしているという状態でございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 課長が言いましたけれども、ホームページに載せて、町民に広く周知徹底しておると言うけれども、もう少し私は、町民に知らせるには、町民がわかりやすい、高齢者が多いわけでございますので、何か違う形で町民に周知徹底をするべきと思いますけれども、今後、そういう考えがございますか。

インターネット、ホームページに載せてしておっただけでは、なかなか見る人は見ないし、それと、今後、農家や商工会、主婦、企業等も入っていただいて、ふるさと納税の返礼品の選考といいますか選定をする考えはお持ちかお伺いします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） まず、募集要項のほうにつきましては、また町報等でそういうお知らせはしたいというふうに考えております。また、返礼品の選定委員会でございますが、返礼品については先ほど申しましたような取り扱いをしておりますので、選定委員会による決定というのは現在行っておりません。今後については、現状として、返礼品の種類が不十分なことが一番の課題というふうに考えておりますので、まずは協賛していただける企業等をふやすことのほうに力を注ぎたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） わかりました。今後、十分返礼品も検討していただきたいと思います。

今、高額な、課長も先ほどお答えいただきましたけれども、高額な返礼品、内容が問題になっていますが、返礼品オンリーではなく、珍珠ならではのふるさと納税の取り組みが必要と考えておりますが、どのような取り組みを考えているのか、もし考えあればお伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 寄附者につきましては、基本的には住所地とか年代とか性別等を絞ると言うより、町外、県外に住んでおられる方で珍珠町の基本理念や施策、また、ふるさと納税、寄附金の使い道等に共感していただける方をふやして、議員の言われる珍珠ファンになっていただき、ふるさと納税をしていただけるように、今後とも努力はしてまいりたいというふうに考えております。

返礼品のそういうメニューにつきましては、町としては、寄附者の選択肢を広げるためにも幅広いメニューというのを用意したいというところなんですけれども、まず、先ほども言いましたが、協賛していただける企業、商店等がいなければできませんので、協賛していただける企業、商店等の数をまずふやすということが必要というふうに考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 協賛してくれる企業を見つけるのが先決ということでございますけれども、私の考えを若干述べさせていただきたいと思うんですけれども、知恵を出して取り組んでいただきたいということでございますが、今、返礼品の内容をホームページ等とかパンフレットで見ますと、同じものが年中出されておるんですよ。それを、同じ返礼品ではなくて珍珠ならではの旬の味、野菜等を届ける取り組み、それと、珍珠の出身者をターゲットにしたお墓の清掃や空き家の維持管理等をするようなお考え、返礼品の見直しをする考えはございませんか、お伺いいたします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） まず、1つ目の知恵を出す取り組みということでございますが、返礼品は、基本的に協賛していただける企業や団体、また個人が、うちのこれを寄附していただいた方に届けたいとして商品を登録するものでございます。春夏秋冬、四季折々の野菜や果物、また加工品等の返礼品が注文に応じて速やかに準備できて、梱包、発送に対応できればできないことはないというふうに思いますが、現状では、生産量の問題や人手の問題、また、不定期な対応を求められるなど、難しい問題があるんじゃないかというふうに私のほうは考えております。

また、先ほど言われたマスコミでも取り上げられましたお墓掃除とか家の草刈り等も、目を引くユニークなサービスになるんじゃないかと思いますが、これは、一方で、本当はふるさとに帰省してお墓掃除や家の周りの草刈りをする予定の人が、ふるさと納税で済ませて帰省しなくなるのではという面とか、お墓掃除の場合は場所とか範囲の特定が難しいという意見も聞かれますので、これについては、まず関係する団体と協議をしてみたいというふうには思います。

以上です。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 今、課長ができないことはないと言いましたから、できるように御奮闘をお願いいたします。

それから、お墓の掃除でございますけれども、こういうことはよそのまちもやっておりますので、よい事例を、先進地を研修していただきたいと思うし、どうしたらできるか、できないという発想が先に来るのではなく、どうしたらできるのか、そして、最終的にふるさと納税をどうしたらみんながしてもらおうのかというような考えを持っていただきたいと思いますし、私が、単純に考えておるんですけれども、1人1万して、珍珠出身者に1万人の寄附をしたら1億集まるんですよ。だから私は、さっきも言いましたけれども、目標額は1億円以上は挙げて、真剣に取り組む考えを持っていただき

たいと思います。

それから、ちょっとユニークな考えでございますけれども、先ほど町長が、関東くす・このえ会とか行ってお願いしよると言いましたけれども、私はその際に、町長がラブレターをその人に渡すとか、その人から口コミで、玖珠の出身者は東京やら関東地域に多くおりますので、そういう人に対しての町長の熱い気持ちを伝える戦略も必要じゃないかと思えます。ラブレター作戦というのはよそのまちでは多くのまちが取り組んでおりまして、以前、玖珠町もラブレターで、関東地方の人にラブレターを出して、玖珠町が物産展をしたんですよ。そのときに出して、出したら多くの玖珠町の出身者が見えていただいて、感激したことがございますし、町長のラブレター作戦ぐらいは県人会の折には出していただきたいと思えますし、それプラス福岡県、それから、関東圏の人には玖珠の出身者を、調べていただきまして、何とかラブレターぐらい出していただきたいなと思っておりますけれども、そういう考えをお持ちなのか伺いたします。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 中尾議員から今、そういうアピールをしたらどうかというお話をいただきましたので、私のほうから回答させていただきます。

ふるさと納税につきまして、私なりの考え方なんですけれども、大きく3つの要因といいますか対策があるのではないかなと考えております。1点目は、全国津々浦々おられます国民の皆さんが、その方の節税対策を考えたときに、じゃ、どこかの市町村どこでもいいからというふうに考えたときに、それは返礼品とか、魅力ある返礼品等の要素がポイントになるのではないかと、そこから、今国で問題になっていますように、返礼品の競争が激化して国が規制をかけるような状況に陥っているのではないかと。2つ目は、善意によって納税をすると、それは先ほど課長から言いましたように、頻繁に起こります災害被災地への復興支援、こういった思いから善意として納税をされると。それから3点目は、先ほどから中尾議員がおっしゃっていますように、縁ゆかりによって納税をすると。

私なりにその3つあるのではないかと考えておりまして、そういう意味では、失礼な言い方ですけども不特定多数に当たる方々が納税をされる返礼品の充実というのは、先ほど言いましたように一定量スムーズに返礼品が送れるような受け入れ態勢をつくる必要があると。さらにまた、返礼品の魅力化をアップすることによって、よその地域に負けないそういった返礼品をそろえていくということは当然かと思っています。被災地に対する善意につきましては、これはもう相手方の善意でございますから、そこを、中に押し入っていくというのはちょっと厳しいかなと。それから、最後の縁ゆかりについては、私も関東くす・このえ会等、玖珠出身者の会に時々参加をさせていただいたこともありますが、口頭ではございますけれども、非常に何かふるさとに対するお力をいただけないでしょうかということはいりました。したがって、そういった方々にはむしろ返礼品の充実というよりも縁ゆかりを前面に出した、先ほど申されたような、ふるさとに残しておられる御親族や、そういったお墓とか草刈り、家の管理とか、そういったものについて、かわりに差し上げるということは当然有効的な分かというふうに思っているわけでございます。

ラブレターについては、そういった面では縁ゆかりを考えますと、県外というよりもむしろ玖珠、九重、日田、近隣の市町村、そしてまた、いろんな婚姻関係等によって玖珠に御縁のある方に対してのアピールは、議員おっしゃるとおり当然やっていく必要があるかなというふうに思っているところでもあります。

それから、先ほど目標額のところを申されましたけれども、この分についてはそういう善意とか、また、激化する返礼品の競争とか、それからまた、地元出身者、縁ゆかりのある方へのアピール等々考えますと、公に公表するものではなく、これはもう内々として私どもが持つべきものかというふうに思っております。いずれにしましても、貴重な財源となりますふるさと納税でございますので、このいただく納税額を伸ばすということは当然ありかと思っておりますので、私どもの中でそれは努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） ふるさと納税はよしあしいろんな角度で議論がございすけれども、何といてもふるさと納税は、今の段階では市町村間の競争でございす。よそのまちに競争で負けないようなまちづくりをしら真剣頑張っていたきたいなと思っております。

それから、次に移りますけれども、今お話がございましたように、インターネットによるPR戦略で、多くのまちは寄附金を伸ばした市町村がありますが、玖珠町はインターネット戦略を再考する考えはお持ちでないか伺います。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 現在、ふるさと納税のポータルサイトにつきましては、全国の自治体の約7割が導入しておりますふるさとチョイス、それから協賛企業の方には一番手続きが簡便なさとふる、それからユーザー1億人を持つと言われる、多くの人の目に触れる機会が多い楽天などと提携をしております、これについては今後、さとふる、それから楽天の協賛企業の方がまだ少ないということで、そこに地元の協賛企業の方をふやしていくような努力はしたいというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 多くのインターネット企業と提携をしているようでございますので、期待をしておりますが、そのインターネット会社との定期的な話し合い、打ち合わせ等は玖珠町は行っておりますか、伺います。例えば、掲載場所の打ち合わせとか、返礼品のネーミングや心に残るキャッチフレーズ等の話し合いを、打ち合わせをインターネット会社と行っておりますか、伺います。

○議長（河野博文君） 残り時間4分です。簡潔にお願いします。

中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） インターネットの会社と定期的な話し合い、打ち合わせ等を

行っているかということでございますが、担当職員がふるさと納税の研修会に出席をしたり、担当課を訪問していただいたときにそういうインターネットの会社の担当者の方と打ち合わせ、協議などは行っております。

インターネットサイトの掲載場所については、自治体が初めて登録したときはトップページに掲載されるということになっております。ただそれは、次の自治体がまた登録をすれば一つ下がるというふうな形にはなっております。返礼品のネーミングにつきましては、ふるさと納税の協賛企業として登録する際、企業自身が登録シートに記入することとなっております。町やインターネットサイトの運営会社で決めるようなことにはなっておりませんし、商品の歴史とかアピールする部分を一番知っているのは協賛企業の方、生産者の方でございますので、そちらのほうにそういうネーミングはつけてもらうほうがいいんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 私は、インターネットに載せているふるさと納税の返礼品を玖珠町のを見ると、ネーミングがちょっと問題があるかなと思っているんですよ。例えば、ひとめぼれが食味ランキングAで、2年連続になりましたよね、そういうところを、そこだけを、Aランクになりましたよということはどうたっているけれども、おいしいよとか絶対食べてよとか、相手に訴える力が足りないような気がしてなりませんので、そこら辺も十分今後考えていただきたいと思っておりますし、もう時間がございませんので、最後になりましたが、玖珠町の議会に視察に参りました宮崎県の都農町でございますけれども、ふるさと納税で頑張っております。人口は1万740人で過疎地域市町村に指定されており、小さいまちでございますが、歳入の地方交付税の比率は16.9%でありまして、ふるさと納税は70億円を超えておりまして頑張っているまちでございます。人口は大変少ないんですけれども、ぜひ、執行部もこのようなまちを視察、研修をしていただき、玖珠町のふるさと納税に何か吸収していただきまして、頑張りたいと思います。

町がふるさと納税の取り組みに頑張っている姿を見せていただきたいと思っておりますし、そうすることによって、町が自由に使える金額もふえますし、まちづくりもできます。頑張っている姿を町民が見ますと、町民も安心します。ぜひ頑張りたいと思います。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。

午後1時から再開します。

午前11時54分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（河野博文君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） こんにちは。議席番号10番秦 時雄です。議長のお許しを受け、順次質問を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

今回の質問は、災害防止対策について、そして教育行政についての2点であります。

まず、災害防止対策について質問を行いたいと思います。

9月6日に起きました北海道の地震、それによりまして厚真町の方々36名、そしてそのほかの方41名が亡くなられました。その方々に対して心より御冥福をお祈り申し上げ、また被害に遭われた方々に対してお見舞いを申し上げる次第であります。

9月1日は防災の日であります。そしてまた防災月間でもあります。日本各地におきまして大きな災害が頻繁に起きております。昨年の7月に発生した九州北部豪雨、そして、ことし7月の西日本豪雨によって、岡山、広島、愛媛では、被災地での死者が225人に上り、いまだ行方不明の方々がおられます。今回の豪雨では中小河川の氾濫や土砂崩れ、大量の流木、大規模の土石流などが被害をさらに大きくいたしました。専門家によりますと、地球温暖化によって気候が変われば今までの知識や経験を超えるような現象が起きることを自覚しなければなりません。うちの川は大丈夫、うちのまちは浸水したことがないといった過去の経験は通用しない。過信は厳禁であり、起こる可能性のある被害を想定して、最新の気象情報に基づいた行動をとることが重要であり、そして地域防災計画に加えて地域の自主防災組織や地区防災計画がどうなっているのかなど、きめ細かい確認が必要であるなど、警鐘を鳴らしております。

このようなことから、玖珠町の人たちを災害から身を守る、生命を守るための河川の災害防止対策についてお尋ねをいたします。

まず初めに、1番目の質問でございますけれども、町内にはどのような河川があるのか伺う。それぞれの河川数、谷川も含むということになっております。町内には、河川には認定されてない谷川、そして普通河川から準用河川、そして玖珠川に最終的には流れ込む川が大半でございますけれども、町内にはどのような河川があるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） お答えをいたします。

まず、河川のご概念としまして、社会通念上の河川につきましては、自然水流と自然水流の流水の疎通をよくするために築造された人工水流であると言われております。その河川につきましては、水系一貫管理の原則のもとに、国が一級河川を、二級河川を都道府県、準用河川を市町村が一定の手続のもとに、指定された河川だけについて、河川法が適用または準用され管理しております。また、普通河川と呼ばれております河川につきましては、公共の水流、通常、法定外公共物と言われますが、その指定を受けないものについては、河川法による規制は適用されないために、国有財産法等によって規制されることになっております。

御質問の町内にはどのような河川があるのかにつきましては、国より県が管理委任を受けています。

級河川が16、県管理の二級河川が1、砂防指定河川が34、準用河川が62と、一般的に普通河川と呼ばれております法定外公共物の河川が6,597であります。その分を町が管理しております。

なお、法定外公共物でない、先ほど議員も言われましたように谷川であったり溪流であったりについては把握はできておりません。

以上であります。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 今課長からございました法定外河川が6,597ということです。大変膨大な数でございます。きょうの質問はこの河川法に認定されてないこういった河川について主に焦点を当てて質問をさせていただきたいと思っております。

それで、2番目の各河川の災害防止対策は万全かということで、これを伺いたいと思っております。町が管理する河川は比較的規模がある河川でありますし、ふだんは流れが小さいものが大部分を占めておりますが、地形上、河川勾配が急峻なものが多いのではないかと。したがって、大雨のときにおきましては流れが速く、護岸が削られて流されたり水の氾濫によって大きな被害をもたらします。また、この河川の流出、土石の堆積や河床の上昇など、災害の防止対策はちゃんと把握できているのかなどが非常に気になるところでございます。西日本大災害なんかを見ますと、ああいった谷川の大雨によって大量の水が土石流となって、またダムや砂防ダムを越えて、破壊して大きな災害になっている。その現地から、我が町も四方を山に囲まれた町でございます。そういう中で周りを見渡しますと、非常に急峻な山々と、それに続く谷川が、今先ほど言われたように6,597という膨大な谷川が、普通河川があるわけでございます。そういう一級河川、準用河川、そして普通河川につきまして、それぞれの河川の災害防止対策は万全なのかというのは、そこを伺いたいと思っております。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 災害防止対策は万全かということでございます。近年、日本列島はもちろん世界的に見ても地球温暖化など地球環境の変化による自然災害が多発しており、危機感が高まってきております。

本町では、災害に強い安心・安全なまちづくりを主要な施策として掲げ、さまざまな防災・減災の取り組みを進めています。しかし、近年の異常気象に伴う想定外の豪雨に対する災害防止策は大変難しいものがあります。

まず、災害防止策として考えられますのが河川整備でございますが、河川を整備するには莫大な予算が必要となり、財政的に大変厳しいと考えます。その状況の中で町としての対策につきましては、毎年、出水期前に建設水道課職員による河川パトロールを実施しております。また、県につきましても同様と伺っております。パトロールで発見された過去の出水により異常堆積し、河川断面を著しく阻害され、また人家が隣接し緊急度の高い場所につきましては土砂除去等を行っております。また、県におきましては被害規模が甚大になる河川を管理しております。危険度の高い場所や過去の被害の実績を鑑みて、河床掘削や護岸整備を行っております。

以上であります。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 今課長から述べられたように、それぞれの河川については各担当部署がきちっとパトロール、年に一回かわかりませんがやっておられるし、また県の管轄の河川であれば県がちゃんとやるとのことですね。そういう中で、町と県との河川に対する、いろんな危ない危険なところが見つかれば、そういった対策をどうするかという協議というのは、町と県でやっぱりきちっと綿密に行っているのかどうか、それを聞きたいと思います。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 管理河川を定めておりますので、各部署、県は県、町と町というような形で独自で対応しておりますので、合同で対策をどうするかというようなことは、会議は行ってはおりません。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 対策につきまして、町と県の合同によるそういった会議はやってないということではよろしいのでしょうか。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 建設課サイドでの単独でのそういう会議は行っておりませんが、環境防災課が主導します防災パトロール等々の会議については行ってはおります。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 玖珠川にしても谷川から流れて、町が管理する準用河川からずっと玖珠川に流れるわけですね。ですからそこら辺で、今局部的に大雨が降る。そういうときに河川がどういう状況になるかというそういった想定の中で、最終的には県が管轄する川に流れますので、やっぱりそういった協議とか話し合いとか、私はそのサイドで、例えば町のサイドというか、防災対策の面でそれをやると言われましたけど、具体的に町の建設課とか専門課の中でやっぱり話し合うべき場が私は必要と思っておりますけれども、そこら辺どうですか。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 議員が言われるように、場所、場所によっては大変危険なところもあるということで、そういうところについては協議をすることは、定期的な会議でなくして、そういう事例等々があったときにはその都度協議といいますか要望等々は行ってる現状であります。ですから、地元の方が大変危険な目に遭ったと、増水して危険な目に遭ったというときに、その河川が県管理なのか町管理なのかによって協議といいますか話を持っていく立場が変わりますので、その都度現場に合わせながら対応しているというのは現状でございますので、今後、引き続きそういう形の中での事務を進めてはいきたいと思っております。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） この河川に限らず、後から質問しますダム、砂防ダム、治山ダムとかそうい

う件で、一緒に安全について今どうなのかということで、やっぱりきちっとした話し合いなりする場があると大変いいのではないかと私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、次に3番目の普通河川の維持管理の整備はどこが行うのかということでございます。先ほど課長からもありました、河川についてはどこが管理するのかということでありまして、割愛したいと思ひます。一級河川は国交省が管理する。河川法が適用される。二級河川も都道府県が管理する。準用河川は市町村が管理する。普通河川は市町村が認めれば条例により管理される。河川法の適用は受けないということですね。こうなると、またほかの事業で町の単独事業も辞さないという、こういうことになると思ひますけれども、3番目の普通河川、谷川等の維持管理、整備はどこが行うのかということでございますし、谷川も含んでおりますので、大変雨のときは谷川からあふれる、水が下の集落に落ちてくる、そういう場所も今回の大雨でございました。一つは小田もありましたし、ずっと北山田とか、今回は初めて唐杉にもありました。こういうことはなかったんですけども、大量の水がこういうふうに流れてくるということです。ですから、河川法に当たらないこういった谷川とか普通河川に対して、町としてはどういう形の管理ができるのか、そこが非常に大きなことであろうと思ひます。一つの例としましても、去年でしたか、陳情書も出されましたね。乙師地区の。それで、もう危ないとわかっている川に対して、やはり行政が積極的にいろんな事業の、国の何か、調べるという、いろいろとかそんなにないんですけども、やり方もあるようでありますので、そういうことで地元の人に危なくないようにやってもらうとか、重機をお貸しするので、それを使ってどうぞ地元の人でその河川を安全なように掘り下げてやってくださいというのは、こういう形というのは、行政としてやっぱりこれはよくないと私は思っておりますので、せつかく3番の普通河川の維持管理は整備はどこが行うのかというのを質問に上げてますので、課長から答弁をお願ひしたいと思ひます。

○議 長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 普通河川の管理についてでございます。普通河川につきましては今議員が言われたように区域を指定して町が定めたときに初めて、河川法には適用しませんが、町のほうで管理ができるという形になっております。その中におきまして、現在、玖珠町においては普通河川の指定をした河川はございません。よって、法定外の河川であって、公共用財産として国有財産法と玖珠町法定外公共物管理条例で管理を行っております。要は水路そのものの、河川そのものの構造の管理というよりも、財産管理を行ってるということになっております。現在、その対応について法定外と言われる普通河川等については、財政も含めて条例の中で今管理をすることがうたってはおりませんので、先ほど議員も言われたように、まずは地元のほうで整備をしていただきたい、維持管理をしていただきたいというふうに今お願ひはしております。といいましても、やはり個人の、または自治区の関係者の手作業だけでは作業ができないので、今、前々回でしたか、繁田議員からも法定外、里道等に伴う維持管理の中で何らかの策はないか、手はないかということも言われておりまして、現在、その助成事業についてきっちりとした形で条例等に載せるという今事務を進めているところでございます。ただ、大部分の水路、河川が農業用水路と兼ねてる分もございまして、農業用関係につ

いては、その農業用のほうで整備も行ってるという状況は現在あります。

以上であります。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 大雨によって河川から水があふれたりするところが本当にふえてまいりましたので、ここは危ないというところに関しては、災害が起きて、ほなやろうかというのではなくて、その前もってきちっと安全な防災対策をこれからやっていかないと大変なことになるんじゃないかと私は思っていますし、多分皆さん方も思っておられるんじゃないかと思います。昔とは全然雨量も違うし、全く降雨量も変わってきましたので、そこら辺で積極的にその対策を講じていただきたいなと思っております。

それで4番目に、町内には土石流などが発生する危険な溪流はどのくらいあるのか、箇所数を伺うということですね。大体調べて、河川の中に、これは危ないなという土石流が発生する場所があると思うんですね。そこはどれくらい町内にあるんでしょうか。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） お答えいたします。

平成30年6月30日現在、土砂災害防止法に基づきます警戒区域等の箇所数としましては、土石流危険箇所が88カ所、急傾斜危険箇所が461カ所、地すべり危険箇所が2カ所というふうになっております。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 大変多い数字でございます。土砂災害88カ所ですか。河川。河川でよろしいんですね。非常に多いです。ですから今までの大雨のときに河川からの相当数の水があふれたり、そういう場所は今まで町のほうできちっと押さえてると思うんですけれども、そういう河川につきましては、これから何かあったら甚大な被害が起こるなという、そういう想定のもとで、5番目の、この危険な普通河川、谷川等につきましては、準用河川に認定し、整備を進めていく考えはないのかという御質問でございます。これをお願いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 危険な河川ということでございます。まずもって危険の定義というのがなかなか難しいかなというふうに考えております。その危険という形だけの準用河川の認定は大変厳しいものがございます。認定につきましては、玖珠町準用河川指定基準が条例で定められておりますので、その基準に適合すれば指定は可能であります。しかしながら、町のほうから率先してその河川を準用河川に指定をしていくということについては考えてはおりません。地元要望等があればというふうに考えていただければいいかと思います。また、整備につきましては、準用河川に指定されたということで、すぐ事業の整備を進めていくということにはなかなか厳しいものがございまして、まず河川整備計画を作成していかなければならないということになっておりますし、その計画も下流からの整備計画になってきますので、玖珠川の河川整備計画の策定が難しいということで県のほうか

ら伺っておりますので、計画を立てるのがまず厳しい。それとあわせて財政的にも大変厳しいものがあるというふうに考えておりますので、個別の災害復旧事業で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 今課長が申された災害復旧事業ということは、災害があった後の復旧事業という形しか対応できないということではよろしいのでしょうか。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） まず、数が多過ぎるということでございますので、予防的に整備をしていくというのが大変厳しいので、災害復旧で行ってきたいというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 今回の大雨、玖珠町内の河川が大変あちこちであふれて被害があったわけです。ですから、これはやっぱり行政は人の命、そして財産をきちっと守っていかないとなりません。これはやっぱり治山治水のまちづくりというのは基本中の基本だと私は思っていますし、大雨が降って、災害があって、それに対処するにはちょっと遅いと思いますね。だから、もう危ないなとわかる範囲におきましては、町は何らかの事業で何とかそこを町の事業でやってもらいたいし、私たちも小さな水路の清掃とかいろんな形で私たちがやれることはやっておりますね。だけどそれ以外の大きいというか、それよりちょっと大きな工事になるとなかなか、機械を貸してはいただくものの、それを運転するとか、またその技術もあると。こんな急勾配のところを上っていったりですね。そう考えたときに、これは行政として余りよくないというか。考え方がですね。いつもそういうふうに思っております。

それで、例えばこういった準用河川に認定されていない河川についてはいろんな形で計画的に工事を行うということでございますけれども、その中で自然災害防止事業債というのがあるわけですね。自然災害防止債。これは私も調べたところによると、総務省において地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、また災害の拡大を予防するために単独で実施する事業について、かなり大きな、今自然災害が頻発していますので、この対策についてはかなりの、ちょっと本年度が幾らかという数十億円と思いますけどね。こういう事業でこういった防災対策事業債を使って行う事業もあるというふうに私は聞いておりますけれども、こういうのを、次の後の質問になりますけど、計画的に危ないところはあらかじめ被害が最小限に抑えられるようにきちっと町のほうでそういった対策、工事をきちっと行って、地域の人が安心していただけるような、そういう対策を行ってほしいなと思うんですね。ですから、いつも雨が降ったらびくびく、こんな言い方では申しわけないんですけどね。大雨が降るとびくびくしちゃうんですよ。もう大変やと。ザーッときたらですね。だから、そういうところは町内に幾つもあるならば、次の質問の第5番の、そういうところがあるので、そういうところは準用河川の規定があるかもしれませんが、普通河川から準用河川に認定するにはいろいろあると思うんですけども、それは早く言いますと、町が認定

すれば僕はできるような気がするんですけど、これは私の素人の考えなんでしょうか。準用河川に認定して整備を進めていく方法もあると思うんですけども、そこら辺のお考えはどうですか。

○議長（河野博文君） 建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 準用河川につきましては、認定については、条件をクリアすれば認定はできます。ただ、先ほども申しましたとおり整備については、私もちょっと先ほど言った災害防止債ですか、ちょっと勉強不足で知っておりませんが、やはり町内、準用河川だけでも現在62、延長にして5万8,000ありますし、普通河川も法定外になりますが、これについても6,597というような形で莫大な数になります。その中でも特に危険、人家が隣接したり大きな被害が過去出たというような場所については災害パトロール、事前パトロールをして土砂のしゅんせつをしたり、前回松本議員さんからもありましたが、かさ上げをできる場所についてはやっていこうというふうな考えでありますので、条件を満たした危険というやつを全て準用河川にして整備をするということは、まず現状では困難ではないかというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 私もこれ本当は起債をして、そういう河川については、河川というか普通河川、認定されてない河川についてはこういう事業債があるということですね。私はよく知らなかったんですけどね。調べるうちにこういうのがあって、これを使って計画的に進めることもできるなど、そういうふうに思ったからでございます。

それで、6番目の自治体として河川管理方針（普通河川も含む）を明確にし、計画的、総合的な整備を図る必要があるということでございますけれども、自治体として河川の今後の整備計画をきちっとしていく必要があるということでございますけれども、もう一度その質問に対して答弁をお願いします。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） お答えいたします。

河川管理方針や計画的な整備計画を作成いたしますのは河川管理者でございます。河川整備計画につきましては下流から作成する必要がある、そのデータをもとに準用河川等、上流になります河川の整備計画を作成することとなっております。しかしながら、先ほども申したとおり玖珠川の整備計画自体が現在ないため、各河川の整備計画を作成する上での目標値が定められないこと、また一方で町管理の準用河川が62本、延長で5万8,307メートルございます。また、普通河川と言われてます法定外の河川につきましても6,597本、延長で数十キロになるのではないかという莫大な規模となっております。以上のことから、本町の河川管理方針や計画的な整備計画の策定が大変難しいと考えております。

以上であります。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 膨大な数の河川もあるし、なかなか難しいことはよくわかっておりますけれ

ども、具体的にそういった雨のときに増水したり被害をこうむったり、そういう河川は重点的にやっぱり計画的に防災対策を、災害対策を行っていく必要があると思います。それで町長、この河川の管理について町として、今後いろんな事例がこれから出てきますけど、住民の生命と財産を守るためにどういうふうを考えておられるか、今後の対策の意気込みとというか、なかなか難しいところございますけど、やっぱり町長が先頭になってやってもらいたいなと私は思っておりますので。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 意気込みと申しますか将来についてということの御質問でございます。先ほどから出てますように準用河川については、一定程度要件が調べば、溪流、谷川等から格上げといえますか、準用河川の認定はできるのでありますけれども、ただ、先ほど課長が答弁しましたようにそういった要件をクリアし指定したとしても、事業を進めていくその中で河川整備計画というものがやはりネックになってまして、今、国が筑後川上流、この玖珠川の日田の三芳小淵ですかね、あれから大山のほうは河川整備計画立てられてるんですが、ダム等もあると。こっちの玖珠川の側のほうはいろいろと要件があって整備計画が国サイドでまだ立てられないということ踏まえて、下流からということで、その上流に当たる玖珠川、そしてまた玖珠町内にありますそういった支流についてもなかなか本格的な整備計画を立てることができないというような現状がありますし、いろいろと支障を来しているということでございます。町民の皆さんから見れば、溪流なのか河川なのか一級だろうが二級だろうが川は川であって、なかなかそういう、ここはどこが縄張りなんだとか区分なんだということはなかなかなじみが浅い面もありますので、そういった面を見ますと、町民の命、財産を守る、その最前線にある町がこれを管理というよりも正しい監視を含めて住民の皆さんと一緒に予防、防災対策、そしていざ災害等発生すれば災害対策に全力を講じていくというのは当然のことかと思っております。

昨今考えますと、国、県もいわゆる予防、それから防災に対する事前の工事、例えば溪流に土砂等の流出を防ぐための予防治山、こういったものの予算が非常に削られておって、全体的に工事費がかさむ中で、何か発生したらそこに対しての災害対策をするというところに予算をとられるものですから、事前の予防、防災に対しての事前工事というのは非常に全国的に予算が縮小されて、ほとんど今ないというような状況になってます。したがって、その部分について町単独で処置をするということは、先ほど課長から言いましたように余りにも莫大な箇所と規模、予算を必要とするものですから、なかなかそこには踏み切れないという現状も御理解いただきたいところであります。しかしながら、今、秦議員がおっしゃいましたように、命、財産を守る最前線は町でございますから、そういう意味では緊急度を要するところ、そしてまた過去にあった災害等の発生箇所、それらを重点的に整備をせざるを得ないかなというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、国や県に働きかけをすると同時に、町独自でそういった計画的な防災対策、いわゆる予防に関する分については充実するということは大事なことだろうと思っておりますので、議員の御意見、趣旨は十分理解しながら、今後、町としても可能な限りの整備計画と申すか、独自計画も立

てていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 今、町長から答弁がございました。要は危険箇所はたくさんありますので、緊急を要する、見て、もう危ないなというところは何かの予算でそれを緊急に災害の防止のための措置をとっていただきたい、これが一番大事だと思っておりますし、また地域の負担も、緊急にそれをパッとやらしてもらおう。災害が起こって、土砂が崩れて大きな被害をこうむってからやりましょうでは、今国のそうしたものがそうになっているから仕方ないと思ったとしても、自治体は庶民の生命、財産を守らないかんです。これが基本でございますので、大いにそういうところがあればその対策をしていただきたいと思えます。

続きまして、土砂災害危険地域対策について伺います。これも今先ほどの河川についてとダブってまいりますけれども、砂防ダム、治山ダム、急傾斜地などの事業済みの箇所の点検は定期的に行われているのか伺いますということでございます。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） まず、砂防ダム、治山ダム、県営の急傾斜地の整備については大分県のほうが行っておりまして、砂防ダム、急傾斜地については管理者として大分県の土木の職員が定期巡回点検を施設の健全度に合わせて年に1回から3回以上行っているというふうに伺っております。治山ダムにつきましては、梅雨前線や台風の災害時などに被害があった地区において大分県西部振興局の職員が調査を行っております。また、一般社団法人大分県治山林道協会が、公益事業、老朽化対策として点検調査を行い、県に情報提供を行い、危険度の高いところにおいては県の個別調査を行っております。玖珠町が実施しました急傾斜地の整備箇所につきましては、ほとんどの場所が住宅一軒の裏地になっておりまして、小さな規模での施工を行っておるため、管理を地元にお願ひし、異常が発見された場合については町のほうが詳細に調査に行くという体制で今してるところでございます。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） わかりました。それで、2番目の土砂災害を防ぐための公共事業、砂防ダム、治山ダム、急傾斜地崩壊対策整備事業などがあるが、本町の状況、これからの整備を必要とする地域の箇所数について、またその対策と今後の取り組み、計画について伺いたいと思えます。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 整備状況についてお答えいたします。砂防事業は、51砂防指定河川において護岸工事、砂防ダムが実施済みでございまして、現在2カ所で砂防堰堤を施工中でございまして、治山ダムにつきましては、51地区98基が整備され、現在2地区で8基を実施しております。県営の急傾斜地崩壊対策事業につきましては要対策箇所が76カ所あるうち20カ所で完了し、現在3カ所で施工中でございまして、市町村営急傾斜地崩壊対策事業につきましては8カ所で整備が終了しておりまして、要望箇所もございまして、引き続き整備を行ってまいります。

事業の取り組みでございますが、町としても災害関連は重点事業と位置づけておりまして、特に要配慮者利用施設や防災拠点から保全することとしております。災害等の崩壊によって人命、財産などに直接被害を及ぼすおそれのある林地につきましては、予防関連事業の実施に向け、県に随時要望を行ってまいります。

以上であります。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 2番目の土砂災害を防ぐための公共事業と。その砂防治山、そして急傾斜地崩壊対策事業と。危ない箇所に対してはそういった事業を進めて、計画もこれから行っていくということによろしいでしょうか。

続きまして、教育行政についてです。

まず、（1）学校図書の充実についてでございます。第5次学校図書館図書整備等5か年計画、平成29年から平成33年度までのこの計画でございます。これについて質問させていただきたいと思いません。

国は、学校図書館の充実を図るために平成29年度から5か年計画で学校図書館図書標準達成を目指し、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配備、拡充を図ることとしておりますけれども、本町の現状とその取り組みについて伺いたいと思いません。

○議長（河野博文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長（横山芳嗣君） お答えいたしたいと思いません。

文部科学省が策定しました第5次学校図書館図書整備等5か年計画では、学校図書の重要性に鑑み、国におきましては、地方財政措置として、平成29年度から平成33年度までの5か年間、学校図書館の整備に毎年220億円、学校図書館への新聞配備に30億円、学校司書の配置に220億円を措置しており、総額で2,350億円となっているところでございます。

内容につきましては、新聞配備について、小学校は1紙、中学校は2紙の購読、学校司書の配置については、おおむね1.5校に1名程度配置することとなっております。

本町の状況でございますが、学校図書の購入については、過去5か年の毎年の平均購入額は288万円ほどとなっております。新聞配備については、全ての小中学校で購入しており、小学校1紙、中学校1紙となっております。中学校については、2紙配備の目標に到達していませんが、平成31年度以降目標達成ができるよう協議をしているところでございます。学校司書につきましては、PTA雇用という形ではありますが、8名の学校司書が兼務を含めて全ての学校に配置されているところでございます。

今後も、第5次学校図書館図書整備等5か年計画の趣旨にのっとり、学校図書館の充実に向けてまいります。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） それでは、本町の現状と今後の取り組みについて述べていただきましたけれ

ども、今新聞については小中学校とも1紙ですか。あれからいくと2紙とか3紙とか、新聞によつたら、いろんな新聞がございますので、いろんな形で偏った書き方とか見方もございますので、1紙だけ、2紙とか、それぐらいは配置していただくといいんじゃないかと私は個人的には考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（河野博文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長（横山芳嗣君） 小学校は今1紙なんですけど、中学校は来年統合に伴いまして2紙購入をするように協議を進めているところでございます。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） それで、2番目の質問でございます。これは地方交付税で措置されている図書費の利用状況についてということでございます。5カ年の状況でございます。地方財政措置の予算化の推進ということでございますし、これはなぜまたこういうことで質問したかといいますと、自治体によってはこれは予算化されているのに使われていないところもあるという、そういうことをよく聞くものですから、玖珠町は地方交付税に措置されたこの図書費についてはきちっと、全額100%いなくてもいいですけども、どのぐらい措置されて使われているのか、そこをお聞きします。

○議長（河野博文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長（横山芳嗣君） 本町におきまして、地方財政措置において、過去5カ年で1,326万4,000円が算定上措置されており、一方、図書購入予算額は1,439万6,000円となっています。ここ5年間につきましては地方財政措置以上の図書購入費を予算措置し、学校図書の充実を図っております。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 玖珠町の学校の図書の予算措置についてはほぼ100%使っておられるということで、大変結構なことだと思っております。

それで、第2番目の質問でございますけれども、学校における学校図書館図書標準の達成状況につきましてということでございます。これ平成24年に出されました玖珠町子ども読書活動推進計画、平成25年から29年度のこれを見ますと、当時の平成24年度あたりでは小中学校の蔵書が8万8,260冊となっております。それから何年か過ぎてますけどね。この標準というのは達成されておりますかどうか聞きたいです。

○議長（河野博文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長（横山芳嗣君） 各学校の学校図書館図書標準達成率についてでございます。大分県教育庁が実施しました平成30年7月1日現在の学校図書館教育の現状に関する調査によりますと、小学校が全校で達成、中学校は3校が達成できて、3校が未達成となっています。また、3年に一度行われます文部科学省の図書館調査によりますと、平成28年度調査になりますが、中学校のうち達成率75%から100%未満が2校、50%から75%未満が1校と、計3校が未達成となっています。

なお、本年度の未達成校と、28年度調査の未達成校については、蔵書の処分や購入等により達成校、未達成校の入れかわりがあり、結果として数値としては3校のままで変わりありません。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） わかりました。それで、蔵書というのは常に更新をしていかなければならないし、古くなったら捨てなきゃならない。廃棄しなきゃいかんし、そうやっているいろいろこの図書は時代とともに、今この図書について必要なかといろいろ選定する必要があると思いますけれども、そこら辺の入れかえ状況について伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長（横山芳嗣君） 学校図書の整理につきましては、学校ごとに図書購入予算を計上しておりますので、その中で各学校の司書教諭や国語担当教諭、学校司書が計画的に購入廃棄を実施しているところでございます。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） ⑤の児童生徒の図書に対する質的量的な充実を図るための取り組みについて伺うと。量的な充実を図るためにですね。質的な。どういうことをやられておるのでしょうか。

○議長（河野博文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長（横山芳嗣君） 質的な拡充についてですが、小学校においては全ての学校で一斉読書を実施しており、3校が毎日実施をしています。また、中学校におきましても4校が一斉読書を毎日実施しており、読書習慣の形成に役に立っていると考えております。図書館を利用した読書活動を実践的に実施している小学校もあり、そこでは図書館クイズ、読書貯金、家読等を実施し、子供が本に親しみを持つような図書館・校内環境の整備、情報活用の仕方の工夫や情報カードを利用した授業を実施しています。図書館の本の選定については、全国学校図書館協議会図書選定基準等を参考に、授業で活用しやすい本や、児童生徒が興味を持ちやすい図書を中心に選定しております。

量的な拡充についてでございますが、学校図書につきましては、小学校では全ての学校で学校図書館図書標準を達成しており、今後も達成を継続できるよう努力してまいります。中学校では3校が達成しておりませんが、新中学校開設に伴い、蔵書の処分、購入を進めており、生徒の読書環境の整備を進め、新中学校では学校図書館図書標準を達成する見込みでございます。また、新中学校ではメディアセンター内に図書館があり、ICTを活用した生徒の学習意欲、読書意欲を高める工夫も行う予定でございます。具体的には生徒用のパソコンを図書館に設置し、わらべの館や県立図書館の蔵書の検索も生徒が自由にできるようになります。

○議長（河野博文君） 秦 時雄君、残り時間4分です。

○10番（秦 時雄君） あと4分ですね。

これ、次の質問なんですけれども、この中学校統合による各校の蔵書についてでございます。端的に平成24年度の玖珠町子ども読書活動推進計画の中で、蔵書は、中学校、計算がちょっとしてませんでしたがけれども、4万か幾ら、膨大な数が6校であるわけです。蔵書がですね。これをどういうふう>New Schoolで活用するのか。その蔵書は、その中学校で後に、これから何に使うかは問題でございます。活用法になってきますけれども、蔵書はどうされるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長（横山芳嗣君） 中学校統合に向けまして、各中学校が所有してまう蔵書を新中学校へ配置する分と、そうでない分に分類を進めております。配置する分については、新中学校で使用する新システムに対応したバーコードの張りつけ作業を現在実施しております。また、各中学校に図書購入予算総額70万2,000円を本年度配分していますが、別途、新中学校用購入予算を81万円計上しているところでございます。新中学校へ配置しない図書については、小学校で活用できるものは小学校への移管を考えております。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 時間も最後になりました。それでは、最後に学校図書の重要性について伺いたいと思います。図書館の重要性に対してですね。よろしくお願いします。

○議長（河野博文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長（横山芳嗣君） 学校図書の重要性との御質問ですが、児童生徒の発達段階に応じた読書習慣の形成は非常に大切であり、教育委員会としましても、児童生徒の読書環境、とりわけ学校図書を充実させることは大切と考えております。週に1回程度学校図書館を活用している小学校が2校、月数回程度活用している小学校が3校、中学校が1校、学期に数回程度活用している小学校が3校、中学校が2校、年に数回程度活用している中学校が3校となっており、全ての小中学校が学校図書館を授業で活用しております。今後も学校図書の整備に努めたいと考えています。

また、6月議会で小幡議員から御質問がありましたが、玖珠町子どもの読書活動推進計画は現在失効しております。大分県においても本年度、第3次大分県子ども読書活動推進計画を策定中で、本町職員も大分県子ども読書活動推進連絡会議に委員として参加しております。大分県の推進計画が示された後、県の方針にのっとり、改めて計画策定を行い、学校図書の充実のみならず、読書習慣の形成に向けた発達段階ごとの効果的な取り組みを推進したいと考えております。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 時間が過ぎてしまいました。今課長が言われたように新しい読書活動推進計画を立てるということでございますね。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄議員の質問を終わります。

次の質問者は、2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番松本真由美です。9月において最後の質問者となりました。執行部の皆さんには大変お疲れと思いますが、いまして時間をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、議長のお許しを得まして、一問一答方式で質問いたします。よろしくお願いします。

さて、日本列島は毎年のように地震、台風や集中豪雨等大規模な自然災害に見舞われております。まさか、本会議において防災訓練について質問しようとする矢先、先週9月6日午前3時8分ごろ、

北海道胆振東部地震が発生し、夢にも思いませんでした。間もなく1週間になろうとしております。インフラ整備も徐々に進んでいますが、断水や電力不足による道内全域の生活や産業に影響が出ているようです。昨年7月5日発生した福岡大分豪雨、ことしの4月には旧耶馬溪町金吉地区で裏山に落石防護柵が設置されているにもかかわらず大規模な山崩れが発生いたしました。7月6日から8日にかけて発生した西日本豪雨では多くの方が被災され、いまだに避難生活を強いられています。また、近畿地方は6月の地震に見舞われ、9月4日、台風21号では関西空港等大きな被害を受けました。これらの災害で亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。そして、地域の一日も早い復旧をお祈りいたします。

今回、自分なりに身近なことと思ひまして4点を質問いたします。午前中、先輩議員とかが童話の里ふるさと応援寄附金等かなり詳しく質問してダブってる点もあろうかと思ひますけど、よろしくお願ひします。

ではまず1点目の、9月は防災月間です。特に9月1日は大正12年に発生した関東大震災を記念し防災の日と制定されました。ことしの5月、玖珠町防災ガイドブックと、各地区別災害ハザードマップが全世帯に配られ、コンパクトにまとめられており、大変私はいいことだと思ひております。現在、防災訓練は毎年、梅雨前の関係機関合同による総合防災訓練が実施されておりますが、どのくらいの町民が知っているのか疑問に思ひております。本町においても平成28年4月、熊本地震発生時には切株山周辺を初め町内でも数カ所の山崩れが発生いたしました。毎年の災害パトロールにより災害危険予想箇所の指定箇所も増加していると思ひます。また、地域の防災遍歴や先人からの災害に関する伝承等を知ることは大変重要と思ひております。7月に発生いたしました西日本豪雨災害時の広島県では、県内に50カ所の災害発生記念の石碑があるそうです。今回も再びその箇所が被災したそうです。石碑のある住民は、このような石碑があったとは知らなかった、もっと日ごろから関心を持っていれば少しでも被害が少なくできたのではないか等のコメントをしておりました。また、現在農業用ため池や堤の保全調査等も行われていると思ひます。私の山下地区には鳴池、中塚ため池があります。数年前ですけど、藤原環境防災課長が農林土木係に在籍してたときに、鳴池ため池ハザードマップを作成し、その資料により関係自治区で図上説明会と意見交換会が開催されました。堤防決壊時による災害時の水の流れや被災予想箇所が把握でき、災害教育訓練として大きな成果があったと感謝いたしております。

先ほどありましたように、町内では600カ所以上の危険箇所があり、300カ所以上の災害危険予想指定箇所もあるようでございます。その地域の災害防災訓練をどのようにされているのかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） お疲れさまです。それでは、松本議員の御質問にお答えいたします。

議員から実施状況ということでございますけど、今後の計画とかも含めたところで答弁させていた

だきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、玖珠町内における土砂災害危険箇所の数につきましては、先ほど秦議員の御質問の中で建設水道課長が申したとおり、土石流危険渓流箇所とか急傾斜地崩壊危険箇所とか地すべり危険箇所とか、玖珠町内で現在合計551カ所ございます。御質問のその地域の風水害による土砂災害防災訓練の実施、多分避難訓練とかを指しておるのかなというふうに思っております。本日、福祉施設では避難訓練を実施するように計画しておりますけど、具体的にその地域というかそういったもので最近実施した状況は今のところないような状況でございます。しかし、消防団や学校などにおきまして土砂災害危険箇所等の災害を想定して実施したものがございます。6月21日に玖珠町消防団の部長幹部44人を対象といたしまして土砂災害に関する出前講座を実施いたしております。また、7月18日には玖珠中学校におきまして玖珠町防災アドバイザー会主催の防災図上訓練（D I G）を開催いたしております。これは中学2年生57名に自宅から避難所に避難する際の避難経路の選定や、その避難経路におきまして土砂災害危険箇所、また浸水の想定区域の有無などを玖珠町災害ハザードマップを活用していただきながら確認を行い、災害時における安全な避難の方法や日ごろからの防災意識の重要性を学んでいただいたところであります。

今後につきましてでございます。大分県防災局防災対策企画課の事業で、自主防災組織や防災士を対象とした訓練や研修を行う訓練押しかけ支援隊という新しい事業制度ができて、それに真っ先に私も手を挙げまして、県内で3カ所本年度実施されるような形になっておりますけど、具体的には防災図上訓練（D I G）や避難訓練などを想定しております。今後、県と協議を行いながら開催する地域を決定していき、またその地域と訓練に向けて協議を行っていきたいというふうに思っております。

また、先般、防災ガイドブックを配布いたしました。そのことによりまして、町内の北山田地区の防災士の方から、玖珠町災害ハザードマップを活用しながら、地域の皆さんがその地域にある土砂災害危険箇所を現地で確認しながら、災害発生時の避難経路の確認や避難行動についての研修を行いたいというような要望がっております。したがって、土砂災害危険箇所に非常に詳しい玖珠土木事務所、県の職員と連携を図りながら、今後、そういった研修会を開催していきたいと考えております。

いずれにしましても、平素からの防災についての周知や訓練、意識の啓発が重要でございます。いざ災害発生時の住民の安全にもつながりますので、引き続き、防災意識の高揚と啓発に努め、また先日発足いたしました防災士アドバイザー会や地区の防災士会との連携、先日、森地区にも防災士会が発足いたしました。次、玖珠地区にも防災士会の組織化などにも努めながら、従来からやっております行政や防災関連団体との防災訓練の開催はもとより、自分の命は自分で守るの基本理念に基づきまして、防災士会、地域自主防災組織などと、より地域に密着した訓練につながるよう進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 今のお話を聞き、ハザードマップとガイドブックが多少なりとも役に立ったと思ってうれしく思います。

では、次の2番目に移りたいと思います。

2番目は、災害時指定避難場所における救助物資備蓄品についてです。3月の当初予算中、避難所に間仕切りや床マットの整備を町内7カ所の福祉避難所用備蓄物資事業の新規事業の予算化は、聞きまして大いによかったことと思っております。地域防災計画の中にあるように、物資備蓄品は承知しておりますが、その入れかえ時期は個々の賞味期限が目安となると思います。期限内に取りかえることにより、その品物を再活用できないでしょうか。四、五年前になりますけど、八幡自治会館と第63部消防団の主催による消火器の取り扱い方、災害時救助物資を使用した災害訓練が山下のほうで行われました。そのとき初めて災害用食料物資のアルファ米等を食べたことを思い出します。このような訓練の場や町主催の各種イベント等でコーナーを設け、PRも兼ねて食料物資等の使用はできないかお伺いいたします。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 松本議員の御質問にお答えいたします。

町内12カ所の避難所におきまして災害備蓄倉庫を配置しております。その中で、賞味期限があるものといたしましては、食料品、乾パン、ビスケット、飲料水がそれに該当するのではないかと考えております。現状では、製造から5年間の賞味期限のものを利用してございまして、期限を確認しながら随時交換を行いながらやっておりますが、残った期限切れのものについては廃棄処分を行っているものもある状況でございます。

しかしながら、過去に備蓄品の再活用をした事例もございます。去年は、森中央小学校の防災授業、これは役場のほうに来ていただいて、うちの職員のほうが防災についての授業をしたものでございます。それとか八幡中学校、八幡地区合同の防災訓練におきまして、期限切れ前の乾パンを配布しながら再利用した経過もございます。

昨今、東日本大震災を背景といたしまして防災備蓄食料品の循環型防災備蓄についての特別論文が出されております。災害備蓄食料品の廃棄に伴う食品ロスを減少させるために、訓練や講習会などで配布したり、先ほど議員が言われましたイベントなどで使用したりと、期限内に極力消費させて、廃棄の減少に取り組むことが提言されております。

町といたしましても、こうした取り組みを参考にしながら、防災訓練等に備蓄品の意識を高めてもらう、そういった啓発の部分も含みまして引き続き再活用するなどの工夫を行いながら、あわせて食品ロスの減少にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 今お聞きしますと二、三カ所で使用してるということですので、ぜひとも

ロスをなくして再利用していただきたいと思います。

それから、ことしの3月6日、メルサンホールで町と社会福祉協議会が主催で熊本県和水町の柳原志保さんを講師に、女性、ママ目線での簡単防災術と題した子育て支援講演会が開催され、約30名の女性が参加したそうです。柳原さんは東日本大震災と熊本大分地震を経験されており、ふだんから避難物資を備える日常備蓄の大切さを訴えたそうです。この避難所用救助物資は、災害後3日間の備蓄用とされています。本町は先ほどからありますように幸いにして近年大きな災害に見舞われておりませんが、毎年のように起こる災害に対し、備蓄物資の品物をふやす考えはないかお伺いたします。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 町内12カ所の避難所と対策本部に置いてる備蓄品につきましては、地域防災計画の中で予想避難生活者、大分県の地震被害想定調査というものがありまして、それで玖珠町が1,467名という形になっております。今の備蓄品につきましてはおおむね3日間、生活可能な食料、飲料水を確保するというので、資機材等についても各避難所に整備しておりますので、現在、1,467名分を、過去の実績とかを踏まえたところで、想定とかを踏まえたところで今備蓄してるところでございますので、それ以上のことは今のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） じゃ、今後検討していただきたいと思います。

続きまして、3番目の八幡地区の指定避難所は八幡中学校です。体育館を使用すると思われませんが、御存じのように校舎より約1メートルから1.5メートル低い場所にあります。ましてや太田川沿いに位置しております。この場所より上流の太田川は毎年二、三回降雨のたびに河川氾濫を起こしております。集中豪雨等発生した場合、河川氾濫により大変危険な場所と思っておりますけど、変更するような案はないでしょうか。お伺いたします。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 松本議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、町内12カ所の指定避難所のうち、八幡地区におきましては八幡中学校と古後小学校を指定しております。八幡中学校の避難所の件につきましては、過去に平成23年の第3回定例会においても同様な御質問がされているところがございます。当時の経過を見ますと、建物の背後地は土砂災害危険区域内でないこと、これに該当するのが八幡自治会館がこれに該当すると思います。また、地震災害に対応するための建物の耐震性、建築年の新しい建物、公共の建物で多くの方が避難できる場所等を踏まえ、現時点で一番安全性の高い場所として八幡中学校が選定されている状況でございます。

しかしながら、先ほど議員さん方も言われておりましたが、昨今、雨の降り方が局地的、集中化、激甚化しております。全国各地で予想もしなかった河川からも氾濫しておりまして、甚大な被害に遭っている事例が多く出ております。本当に災害はいつでもどこで起こるかわからないというふうに思っております。議員御指摘のように、八幡中学校、河川沿いにあります。豪雨による河川災害等による

浸水の懸念も心配されるところでございます。また、私も八幡でございますけど、地区の方より避難所を変えたらどうかというような意見を耳にしたこともございます。

町としましては、今後、玖珠町地域防災計画の見直しを検討しております。今後ちょっとスケジュールとかをつかっていきたいというふうに思っております。その中で、八幡地区の避難所、八幡中学校につきまして、地区内の地理的な特性、避難所としての利便性、あと建物の安全性、また地域防災計画の中に指定避難所の選定の取り決めみたいなものもございます。それとあとは地域の皆様方の御意見、そういったものを考慮しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 最近、各地区で老健施設や高齢者向けの施設が川沿いに多く建てられています。河川氾濫等豪雨による災害ではいつも被災しているようなことをよく報道で耳にします。玖珠町の災害の歴史を振り返りますと、昭和28年、大雨洪水発生により玖珠川が氾濫し、中心部が流出されました。これは雨の規模が昔と今は全然違うということも書いております。その写真等を見たことがあります。八幡中学校の周辺地域の地形は山と山に挟まれ一段と狭くなっております。山下川、坂登川、中組川の水が集中してこの太田川で合流します。その量は恐ろしいほどです。災害ハザードマップでは浸水予想として50センチ以下とされておりますが、時代は違いますけど、昭和28年災害のときは人の腰ぐらまで浸水したそうです。今後予想されますことは、土砂災害による土石流の被害です。流木等による堰どめが発生する可能性が大きく、日田市小野地区のようなダム現象となることが予想されます。将来この体育館を使用することになりますと、23年の定例会では土砂災害地域ではない、耐久性があると言われましたけど、3番目の多くの人が入れるということになっておりますけど、今のようにプライバシーとかを言うようであれば体育館はちょっと考えものかなと思います。それと、建築構造の変更ですね。それとか先ほど言いましたように移転する方向性を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 災害の状況によりまして被害拡大を予想される場合、また大規模災害が発生するおそれがある場合など、地域住民みずからが身体、生命に危険を感じ避難を求める場合に避難所は開設いたしておりますが、夜間の避難など危険を伴う場合もあると思いますし、また町指定避難所へいくことができない場合もあると思います。あるいは指定避難所に町の職員を今配置しておりますけど、間に合わないような状況もあろうかと思っております。現在、各自治区の一時避難所で差し迫った危険を回避していただき、その後、安全が確認したら帰宅または指定避難所へ移動していただきたいという考えでございます。また、状況によっては豪雨による河川の水位などによって、先ほど言いましたように八幡中学校のところは浸水に遭うというような状況も考えられないことはないというふうに私も思っております。ですから、その状況を見ながら別の避難所、メルサンホールとかわらべの館とかそういったところに避難をお願いするとか、そういった住民の方々の安全

に努めてまいりたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） いい方向に検証していただきたいと思います。また、先ほど申し上げましたように9月は防災月間であり、9月1日は防災の日です。全国各地で命を守る防災訓練等を実施されております。9月1日の防災行事の報道では、国は南海トラフ巨大地震を想定した総合防災訓練、県内の状況では日出町で南海トラフ地震最大5メートルの津波発生と想定、JR日豊線の列車を緊急停止、列車から人の降車等を実施、町内全域を対象とした訓練に約2,180人の方が参加したそうです。まだ報道されていない市町村もあると思われませんが、本町は梅雨、台風を想定した総合訓練がなされております。日出町のように町内全域を対象とした総合訓練は9月にできないものでしょうか。先ほど各地区ではしていたというお話がありましたけど、そういった町内全域というか町民全員に呼びかけるような大がかりな訓練ができないかお伺いします。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 私たちもそういった訓練をやらなければならないというふうに思っております。ただ、今年度につきましては先ほど申しましたように地域で開催したいというふうに思っております。先ほど言った県の事業が、訓練押しかけ支援隊、それを活用して、それで地域のほうにまず現状とか意見交換会を行い、それをもとにして訓練計画を立て、それに基づいて訓練を行い、また訓練が終わった後にそういった検証、そういった部分、4段階で今年度、地域に向いて訓練を行いたいというふうに思っております。差し当たり今年度につきましてはそれでやっていきたいというふうに思っておりますし、また先ほど言われた北山田地区の方から本当にいい提案を受けております。ほかの地域においてもまたそういった提案とかがございましたら私たちのほうに御相談をしていきたいと思っておりますし、私たちが地域だけに任せてるだけでなく、訓練に向けての、町としてもやらなければならないというふうに思っております。今後の検討課題ということで、最終的には今議員が言った町民みんなの訓練を開催していかなければならないとは思っておるところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） いい方向に進んでいけたらと思っております。

では、4項目めの地震や風水害等によるブロック塀の倒壊や危険予想ブロック塀の町所有公共施設や一般住宅の調査状況をお伺いいたします。

本年6月18日、大阪府北部地震で高槻市立寿栄小学校児童が倒壊したブロック塀の下敷きになり死亡した事故を受け、全国一斉に公共施設のブロック塀や危険予想ブロック塀の調査が開始されました。小中高校を対象として6月22日、大分県教委は県内公立小中学校、高校のブロック塀があったのは、小学校全255校中116校、中学校全124校中50校、高校全41校中29校、特別支援学校全16校中11校、形

態としては学校敷地と道路や民有地を隔てる形で設置されているケースが多かったと発表がありました。本町における幼小中学校や保育園等、また町の公共施設でのブロック塀の数や、風水害、地震により倒壊したブロック塀、また倒壊危険予想ブロック塀があったかどうか、また一般住宅の調査は困難とは思いますが、わかればその状況をお聞きしたいと思います。また、民間所有地の倒壊危険予想ブロック塀の撤去助成等の制度は、大分市は以前よりあり、毎年実施しております。7月から日田市、別府市も制度を新設するそうですが、本町においてこの制度を新設する考えはないのかお伺いします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） お答えします。

このブロック塀の件につきましてはまちづくり推進課のほうで取りまとめを行いましたので、私のほうから回答いたしたいと思います。

本年6月に大阪で発生したブロック塀倒壊事故を受けて、町が所管する施設に係るブロック塀について、庁内各所属課で調査した結果、教育委員会が所管する学校関係では異常はございませんでしたが、まちづくり推進課が所管するお試し暮らし住宅のブロック塀が危険と判断して、8月の臨時議会で予算承認をいただき、取り壊しが既に完了したところでございます。一般住宅地の調査につきましては、町は「広報くす」及び玖珠町のホームページ等で住民への注意喚起を行ってきたところでございます。

なお、住宅等の個別の対応につきましては、建築基準法の関係は大分県西部振興局日田土木事務所企画調査課の建築住宅班が、構造、補修工法等の技術的な内容につきましては建築士会玖珠支部が相談に応じていただけることになっております。

公共施設の数としては247カ所となっております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 公共施設247カ所において危険と思われる塀はなかったのでしょうか。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） そのうちの1カ所が先ほど申しましたお試し暮らし住宅のブロック塀ということでございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 建築基準法では、ブロック塀は高さ2.2メートル以下、厚さ10から15センチ以上、高さ1.2メートルを超える場合、塀を支えて強度を高める控え壁が一定間隔で必要と知りました。県教委の調査を受け、幼保小中学校の通学路の安全対策や民間所有地の倒壊危険予想ブロック塀の撤去等進んでいる市町村もあるようです。そこで、町内小中学校学校周辺の、私なりに予想した通学路で、その通学路に面した民間所有地等のブロック塀がどのくらいあるか、車の中からですけど調査しました。

まず、危ないブロック塀だなと感じたのが、八幡小中学校で2から3カ所、森中央小、森中学校区

で、これも2から3カ所、塚脇小、玖珠中学校区で3カ所、北山田小、北山田中学校で2から3、小田小学校区で2カ所、また数としては塀の上の屋根部分を入れて5段のブロック塀が10カ所、6段が20カ所、7段以上が6カ所で見られました。倒壊危険予想ブロック塀は2カ所ありましたが、空き家等で古くから放置されたものでした。各学校通学路のブロック塀等の調査ができていれば教えてほしいと思います。また、その倒壊危険予想ブロック塀の対策はどのようにお考えになっているのかお伺いします。

○議長（河野博文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長（横山芳嗣君） 議員の御質問にお答えしたいと思います。

御存じのように、ことし5月に新潟県で下校中の女兒が殺害され、また6月18日の大阪府北部地震で登校中の児童がブロック塀の下敷きになるということで、教育委員会といたしましては二度ほど緊急に登下校の調査を行いました。通常は8月に調査を行うんですが、ことしは5月、6月にさかのぼって調査をしたところでございます。

ブロック塀につきましては通常の調査以上に時間がかかりますので、現在、学校ごとに通学路を点検しているところでございまして、まだその調査結果というのは完全には出ていないところでございます。

今後、どのようにするかということでございますが、基本的には民有地でございますので、壊してくださいとかいうことを町から言うことはなかなか難しいと思いますので、通学路の変更等を児童生徒に周知をしていきながら、今後ちょっと検討はしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 今の意見ですけど、八幡においては1カ所は結構頑丈な塀で7段ぐらいで大丈夫かなと思うんですけど、もう1カ所はかなりちょっと危ないんじゃないかなという児童が通る道があります。そこを変更させるとなるとやっぱり相当の指導なりを学校のほうにしていかないと、多分そこは近道じゃないんですけど、児童に限らず住民の方もそこを通るので、もうちょっと徹底した指導をしてほしいと思います。

では、続いて2点目、これは先ほど中尾議員からかなりの質問が出ましたけど、私なりにしたいと思います。

童話の里ふるさと応援寄附金ふるさと納税について。この制度は平成20年4月30日に公布され、地方税の一部改正法律の制定によるふるさと納税制度が始まり、住民の一部が住んでいる自治体以外に納め、ふるさとに貢献できる制度として設立されました。先ほどからも説明が何回もありました。納税された方々に返礼品として地元特産品を送り、ふるさとを思い出してもらいたい。自治体を応援するものです。本町は基本条例を作成し、その使途も要項を作成して、本日まで寄附金を全国から受けているようです。しかし、10年を経過する中で、県内市町村において大きな差が見受けられるようになったと感じます。昨年度において県内市町村のトップは国東市で32億4,000万、2番目に佐伯市で

13億5,000万の寄附があったそうです。過去3年間の本町、九重町、日出町、姫島村及び日田市の寄附状況をお伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 大分県が取りまとめた資料がございますので、その中から申し上げます。

平成27年度は、日出町が1,317万6,000円、九重町が161万10円、玖珠町が1,365万432円、姫島村が101万7,000円、日田市が5,473万9,000円でした。

平成28年度につきましては、日出町が3,850万7,000円、九重町が3,106万6,728円、玖珠町が3,109万291円、姫島村が123万円、日田市が1億1,994万4,000円ございました。

平成29年度につきましては、日出町が3,465万円、九重町が3,229万7,500円、玖珠町が2,985万5,001円、姫島村が106万円、日田市が2億7,089万8,239円となっております。

この日田市の大幅な伸びにつきましては、午前中の中尾議員の質問の中でも述べさせていただきましたが、豪雨災害の復旧復興の支援によるものではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 午前中でその報告を受けまして、呼びかけはインターネット等で呼びかけて返礼品のカタログを送り、何に使いたいかというような申し込みをされてるとのことでした。また、関東、関西でのくす・ここのえ会で呼びかけてるといようなことでしたけど、ネット等でただ一方的にしてるようですが、件数等がわかるんでしょうか。どれだけアクセスしたかというのが。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 各インターネットのふるさと納税のサイトにアクセスした件数というのは、サイトの運営者のほうに問い合わせればわかるとは思いますが、現在こちらのほうではアクセス数について把握はしておりません。ふるさと納税していただいた方の件数についてはこちら毎月把握しております。

以上です。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 今、若い方はネットとかよく見ると思うんですけど、年を召した方とかはそういうのに頼り過ぎるのもどうかなと思っております。それから、九重町はふるさと納税を推進するポスターをつくったと新聞のほうで報道がありました。町内外に掲示して、私も中村駅でこのポスターを見ましたが、本町はこのような取り組みはできないのでしょうか。それから、九重町は内訳を指定していない金額が幾ら、自然保護保全に幾ら、高齢者の福祉向上に幾ら、コミュニティ推進に幾らというような数字も新聞では報道されておりますけど、玖珠の場合、そういった報道をなされてはならないように見受けられますが、お聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 現時点ではふるさと納税に関するポスター等は作成はしていません。午前中もちょっと申したんですけど、費用対効果の面でそれだけ投資して幾らの納税がいただけるかという、ちょっとそこが不明というところがありまして、現時点ではそれは考えておりません。

それから、先ほどサイトの閲覧の数につきまして、問い合わせれば可能かもしれないという答弁をいたしました。これにつきましてはシステム上はできないということになっておるといってございませぬ。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） できないのなら仕方がないと思います。

現在の規定では事業用途の選択はできますが、抽象的ではっきりわかりません。本年はこの事業に力を入れたいからというような具体的な事業名等を挙げれば寄附者も理解を示し応援してくれるのではないのでしょうか。この寄附制度に多くの方々が関心を持っていただくために特色ある寄附の目的をはっきり示した条例が必要と思われます。先ほど言いましたように九重町が高齢者の福祉に幾ら使ったとかそういった報告は、先ほど質問しましたがなかったのですけれども、そういった考えはないですか。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 具体的な事項につきましては玖珠町童話の里くす・ふるさと応援基金取扱規則の中で用途別の使い道を示していることから、当面はそれで運用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 漠然としてしっくりいかない返答のようですので、時間がありませんので、ちょっと次に移りたいと思います。ふるさと応援基金取扱規則中第8条、町長は毎年一回、前年度の寄附及びふるさと応援事業の状況について公表するものとありますが、どの程度の内容、これも何回もダブリますけど、どの程度の内容まで公表してきたのでしょうか。公表を見てないような気がします。また、寄附者への報告という条項がありませんが、本来なら基金の処分内容とか、どの事業に充当したとか項目を設ける、寄附者に知らせるのが本当だと思われまますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 各項目別の寄附をどのように使ったかということにつきましては、町報にたしか載せておるといいます。昨年の10月には寄附をしていただいた方にもその使い道等、寄附をしていただいた方に「広報くす」を送ってお知らせをしているところでございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） わかりました。

それでは時間が足りなくなりました。続いて3点目の高齢者自動車免許自主返納についてです。

運転免許証自主返納制度は、2009年、平成21年10月から開始されました。大分県警が自主返納を促すのは、高齢者によるアクセルとブレーキの操作ミスや高速道路の逆走など、重大な事故が全国的に相次いでいるためだそうです。県内の高齢者の自主返納状況を調査いたしました。平成21年、2カ月間で358件、玖珠管内は11件、あと毎年ありますけど、平成25年、1,417件、玖珠管内は14件、平成29年、4,458件、玖珠管内は104件、平成30年7月末で2,925件、玖珠管内は49件で、70歳以上の方がほとんどです。平成29年3月12日、道路交通法が改正され、75歳以上の運転免許証保有者が認知症のおそれがあると判断された場合、免許取り消し処分等が科せられます。返納者がほとんど70歳以上の高齢者であり、毎年増加するでしょうとのことでした。また、返納と同時に発行される運転経歴証明書の交付は、県内70歳以上で約半数程度でした。玖珠町内で高齢者返納の状況がわかれば、わかる範囲でいいのでお伺いします。

続いてになりますけど、このパンフレットですけど、平成29年12月末時点の状況で、大分県と県交通安全推進協議会で発行しているものです。平成29年より運転免許証更新前6カ月の80歳以上の方にお配りしているそうです。その内容は、県内市町村による応援、また県内商工施設店の応援を一覧表にまとめております。市町村では大分市、日田市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、湯布院です。助成内容は、バス・タクシー券で1万円分相当または運賃割引。これは返納したその年のみなのか毎年なのか、このパンフレットはよくわかりませんのでまた調べたいと思います。そして、その後ことしになってから中津市、日出町、豊後大野市もこの制度をつくり事業開始をしております。また、佐伯市、豊後高田市は運転経歴証明書の発行手数料1,000円を補助しております。県内多くの市町村が何らかの形でこの制度に対して応援しております。本町は中山間地域で交通の便も悪く、農作業等にはトラックは必需品です。農作業に対して小型パーカーの導入とか考えなければならないと思っております。

また、病院や買い物にも自動車が必需品です。少しでも高齢者の交通事故を減らす手段として手助けするためにその交通手段として少しでもサポートしてあげたいと思います。現在実施しているひきこもり防止である外出支援サービス事業とは別にバス・タクシー券等の助成はできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 私のほうからまず状況について答弁をさせていただきます。

松本議員お調べになっておるので結構重複があると思いますが、大変申しわけありません。高齢者の自動車免許自主返納につきましては、近年、交通事故件数は減少傾向にはございますけど、高齢者による交通事故の割合が高くなっております。このような状況から、高齢者が運転免許証を自主返納する傾向が高まっております。

私のほうも玖珠警察署のほうに問い合わせいたしまして、管内の状況でございますが、先ほど県の

状況は松本議員が言われたとおりであります。70歳以上の高齢者自動車免許自主返納者が、平成27年が67名です。平成28年が89名です。すみません、この2年間については玖珠郡の管内の数字となっております。それと、平成29年は104名でございます。このうち玖珠町の管内が75名でございます。九重町と比べたら約7割ぐらいは玖珠町の方が返納しとるというような形でございます。続いて平成30年が8月末現在までが、先ほど松本議員も言いましたけど49名でございます。現在まで玖珠町管内が32名の方が返納しております。議員が言われるように、自主返納者が増加している状況となっております。

以上です。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 先ほどのバス・タクシー券の交付ということでお答えさせていただきます。

議員おっしゃられたように高齢者による交通事故が現在多発してるため、高齢者の免許の自主返納を促しています。自主返納の推進として、多くの市町村で返納したときにバスやタクシーの利用に助成を行ってるようです。玖珠町では、御存じのとおり高齢者が閉じこもりにならないように、少しでも長く元気で暮らせるよう支援するため、75歳以上の高齢者で介護認定を受けていない方、または要介護2までの方全て、免許の返納にかかわらず毎年8,000円分のバス・タクシー券の助成を行っております。毎年1,000万円を超える金額となっておりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

なお、同じようにこのような移動支援を行ってる市町村は県下では3市となっておりますので、全体的な目で見れば玖珠町は進んでるのではなかろうかというふうに考えております。

ただし、高齢者の免許返納の対象者は70歳以上となっているところが多いようですので、70歳から74歳の方が自主返納した場合は、現時点ではサービスを受けることができませんので、今後の課題と考えております。今後は、二重サービスの防止、利用機関、行政負担など課題を関係各課と協議して今後の方向性を決めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2 番（松本真由美君） 70歳と75歳で5歳の差があるのでできないということで、でも今言いましたように30年7月末で32名の方が、ダブリもありましようけど返納されておりますので、この辺は調査してお願いしたいと思います。

それから、最後になります。くす星翔中学校1年生の入学準備支援についてです。くす星翔中学校は平成31年4月にスタートを切ります。開校に向けて、ハード面ではほぼ終わったように見受けられますが、ソフト面においてもスタート合宿等開催されて、並行して準備が整っているようです。過去、平成28年で質問させていただいたのは、全員対象の支援ができないかということでした。そのときの回答は、統合時は新中学校2、3年生となる現在小学校5、6年生の制服を購入する。買い直さなくてよい方向ということで、保護者には負担をかけない。かばんや靴は今後協議していく。それから4

番目が、統合時の3年生は制服等のお下がりがないので全員均等で負担がかからないということで、特別な支援は考えてないということでした。1番、2番はわかりますけど、結構費用がかかることはわかっておりますけど、来春に胸を膨らませてくる新入生に対し、その一助として、制服はいいですけど、かばん等は考えるということでしたので、その後、協議したのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 長尾新中学校開校推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 松本議員の御質問にお答えいたします。

今御案内のとおり、来年4月に開校するくす星翔中学校の新入生に対する制服、かばん、体操着等の新入学用品の購入に対する助成ができないかということでもあります。先ほど御案内のとおり、28年の6月議会で同様の御質問いただいて回答しましたとおり、星翔中学校に入学することで、これまでの中学1年生と比べて保護者の負担が特段ふえるものではないということから、制服の購入などの経費に対して新たな助成をする予定は今のところございません。もちろん今御案内あったとおり新しい学校ですので、いわゆるお下がりはありませんし、新入学用品費以外でも自転車とかそういった通学用品などが新中学校の開校時には一時的に新たに保護者負担が想定されるということは松本議員の御指摘のとおりでございます。

しかしながら、先ほどありましたとおり過去2年間、新中学校の制服等につきましては同様の対応でお願いしておる経過もございますし、経済的に特にお困りの家庭については、生活保護法やそれに準ずる生活困窮世帯についての助成制度がございますので、その中で新入学用品に対する支給助成する制度がございますので、何とぞ御理解をいただきたいというところでございます。

新中学校の生徒に特化する部分ではないのですが、今後そういった子育て支援策という部分で、金融機関から借り入れたいいわゆる教育ローンに対する利子の補給とか、以前にも一般質問で回答いたしました多子世帯に対する給食費の一部助成とか無償化とか、そういった部分は御案内のとおり全国でも実施されてるところでございまして、そういった部分の検討はしております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美君。

○2番（松本真由美君） 最後に。毎年発生し続ける自然災害に対して、町民の命を守り、安全安心して暮らせるような行政にしてほしいと思います。そして、子供の就学援助、高齢者の生活支援について何らかの形で支援できないでしょうかという趣旨で質問させていただきました。制度に必要なものは早急につくり実行してほしいと思います。町民のためにやるかやらないかの違いであり、市町村の大きな差が生まれてくると思います。ふるさと納税にしても、何十億と集まる市などは何かすぐれているのではないのでしょうか。何か魅力があるからこそ納税したくなると思います。返礼品がよいからそのまちに寄附金が集まるということではないと思います。ふるさと応援寄附金については、子供の就学援助、高齢者の交通手段へのサポート、そして高齢者住宅の安全な暮らしを守る家屋の機械警備システムの補助等に活用してほしいと思います。都会で働く若い人たちは、田舎で暮らす父母を

大変心配していると思われます。ぜひ災害対策を最優先し、高齢者の暮らしを守り、福祉と学校教育に力を注いで、安全安心なまちづくりを推進してほしいと願っております。

終わります。

○議長（河野博文君） 2番松本真由美議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後3時03分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年9月11日

玖珠町議会議長 河野博文

署名議員 大野元秀

署名議員 藤本勝美